

自由都市堺文化芸術推進計画

平成 28 年 3 月

堺市

－ 目次 －

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画期間	1
第2章 文化芸術の現状と課題	2
第1節 文化芸術を取りまく社会的背景	2
1 文化芸術振興基本法	2
2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）	2
3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	2
4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催	2
第2節 堺市における文化芸術の現状	4
1 堺固有の豊かな文化資源の存在	4
2 堺市が設置する文化芸術関連施設	5
3 文化的環境に対する市民満足度	6
第3節 堺市における文化芸術の主な課題	7
1 文化芸術活動のしやすさの向上	7
2 子どもが文化芸術に触れる機会の充実	8
3 堺市の文化芸術に対する誇りの醸成	8
4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた文化プログラムの展開	10
第3章 計画の方向性	11
第1節 基本目標と基本的施策	11
1 基本目標	11
2 基本的施策	11
第2節 重点的方向性	12
第3節 評価指標	14
第4章 計画の推進・評価	15
第1節 推進体制	15
1 行政（堺市）	15
2 公益財団法人堺市文化振興財団	15
3 地域（市民等、事業者、大学等教育機関）	15
第2節 評価体制	16
第3節 今後の検討課題	17
(参考)堺市主体の具体的取組	19
関係資料	53

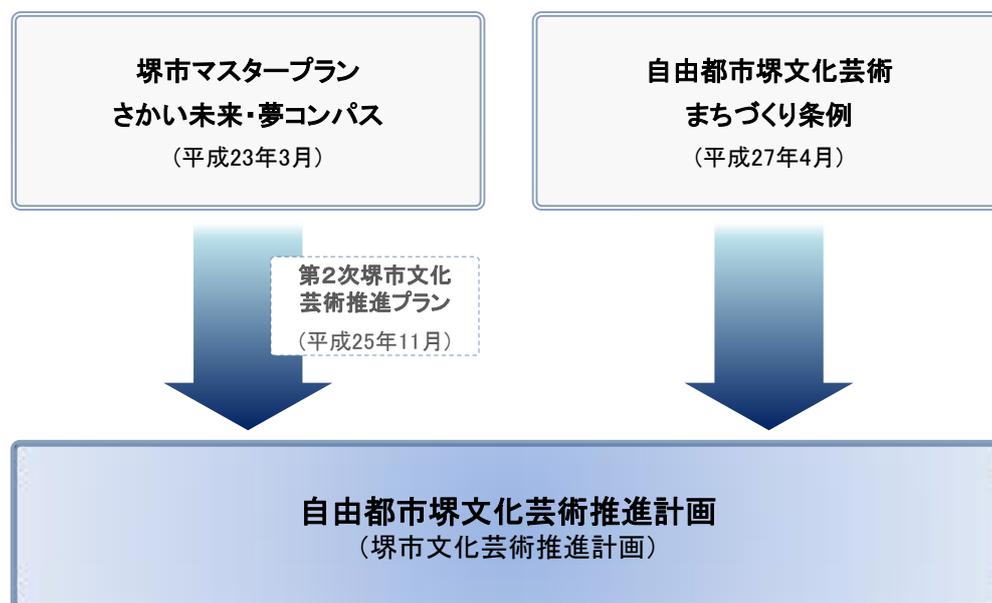
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

堺市には百舌鳥古墳群をはじめとする多くの歴史文化資源が存在しており、古くから文化芸術が育まれてきました。中世には国際交易による繁栄のもと、「自由・自治都市 堺」を形成する住民自治の精神が培われ、「もてなしとふれあいの精神」を大切にする茶の湯が大成され、「ものの始まりなんでも堺」と称される進取の気風が醸成されてきました。

堺市において培われてきた文化芸術は、日本国内に限らず、世界に誇るべきものであり、これら文化芸術を次代へ引き継ぐとともに、さらなる活用を図り発展させていく必要があります。

堺市においては、平成23年3月に策定した「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」を踏まえ、平成25年11月に「第2次堺市文化芸術推進プラン」を策定しました。その後、堺市における文化芸術振興の基本理念などを定めた「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」(以下「条例」といいます。)を平成27年4月に施行し、文化芸術を通して市民の皆様が心豊かな暮らしができるようなまちづくりの取組を強化することとしたところです。条例第8条では、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、堺市文化芸術推進計画を策定することとしており、本計画は、「第2次堺市文化芸術推進プラン」の考えを受け継ぎ、この規定に基づき策定するものです。



第2節 計画期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までに取り組むべき文化施策の方向性を示す5か年の計画です。

第2章 文化芸術の現状と課題

第1節 文化芸術を取りまく社会的背景

文化芸術を取りまく社会的背景として、国等において、次のような動向があります。

1 文化芸術振興基本法

国は、平成13年12月に文化芸術振興基本法を施行するとともに、同法第7条第1項の規定に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針を定め、文化芸術の振興に関して総合的な推進を図ってきました。

文化芸術振興基本法では、地方公共団体の責務として、「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」ことが規定されています。

2 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)

文化芸術振興基本法第7条第1項の規定に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針として、これまで第1次基本方針から第4次基本方針が閣議決定されています。

平成27年5月に閣議決定された第4次基本方針における「基本的視点」では、「文化芸術は、成熟社会における成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあつた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。」として文化芸術の持つ公共財や社会包摂の機能を説明するとともに、「文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性を念頭において、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた施策の展開が必要である。」と文化芸術がもたらす社会への波及効果にも注目しています。

また、「地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。」と地方公共団体における文化施策の展開に触れています。

3 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月には、「劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。」ことを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されました。同法には、地方公共団体の役割として、「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」ことが規定されています。

4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

平成32年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、オリンピック憲章では、「OCOG(オリンピック競技大会組織委員会)は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない。このプログラムは、IOC理事会に提出して事前の承認を得る

ものとする。」と掲げられています。また、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)では、「2020年東京大会を文化の祭典として成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスである。」とし、「2020年東京大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施する。」と定めています。

そして、関西広域連合広域観光・文化振興局が平成27年3月に改定した「関西観光・文化振興計画」では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、「関西の歴史的周年事業など歴史文化の重層的な魅力に焦点を当て、毎年テーマを設定し発信する関西文化首都年事業を関西各地で実施する。」ことなどが新たに追加され、取組を進めているところです。

第2節 堺市における文化芸術の現状

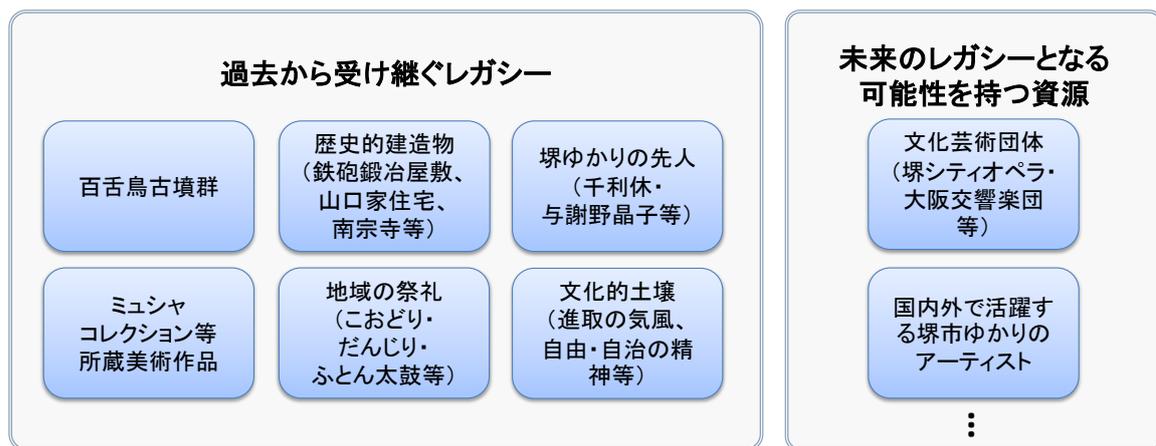
堺市における文化芸術に関連する資源や文化芸術に関わる市民意識等の現状は次のとおりです。

1 堺固有の豊かな文化資源の存在

堺市には、世界文化遺産登録をめざす百舌鳥古墳群、鉄砲鍛冶屋敷や山口家住宅、南宗寺などの寺社仏閣を含む歴史的建造物等、アルフォンス・ミュシャ作品などの所蔵美術作品、千利休・与謝野晶子、阪田三吉、行基、河口慧海などの堺ゆかりの先人たち、こおどり、だんじり、ふとん太鼓、やっさいほっさいなどの地域の祭礼など、世界に誇るべき豊富なレガシー（歴史文化資源）のほか、「もののはじまりなんでも堺」と称されるような進取の気風や自由・自治の精神など、文化的土壌が存在します。

また、未来のレガシー（歴史文化資源）となる可能性を持つ資源として、堺シティオペラや大阪交響楽団をはじめとする質の高い文化芸術団体、国内外で活躍する堺市ゆかりのアーティストなども存在します。

堺市では、これら過去から受け継いできたレガシー（歴史文化資源）や未来のレガシー（歴史文化資源）となる可能性を持つ資源を有効活用するとともに、新たな資源を創出し、未来へ継承することでレガシー（歴史文化資源）を蓄積していきます。



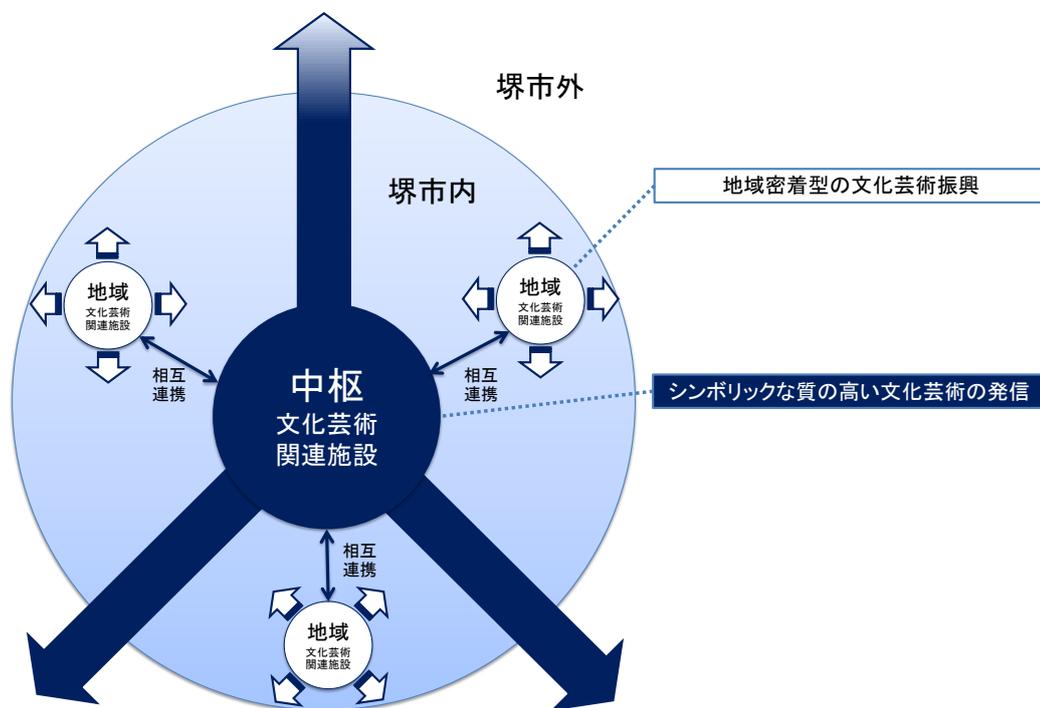
レガシー（歴史文化資源）として蓄積

2 堺市が設置する文化芸術関連施設

堺市には、都市のシンボルとして対外的に堺の文化芸術や歴史を発信できる質の高い専門的施設である中枢文化芸術関連施設として、「堺 アルフォンス・ミュシャ館（堺市立文化館）」や「堺市博物館」、千利休と与謝野晶子を顕彰する「さかい利品の杜（堺市立歴史文化にぎわいプラザ）」があり、平成30年度中には、「堺市民芸術文化ホール」を開館する予定です。

また、地域文化の振興の拠点となる地域文化芸術関連施設として、「堺市立梅文化会館」「堺市立中文化会館」「堺市立西文化会館」「堺市立東文化会館」「堺市立美原文化会館」「堺市立みはら歴史博物館」等があります。

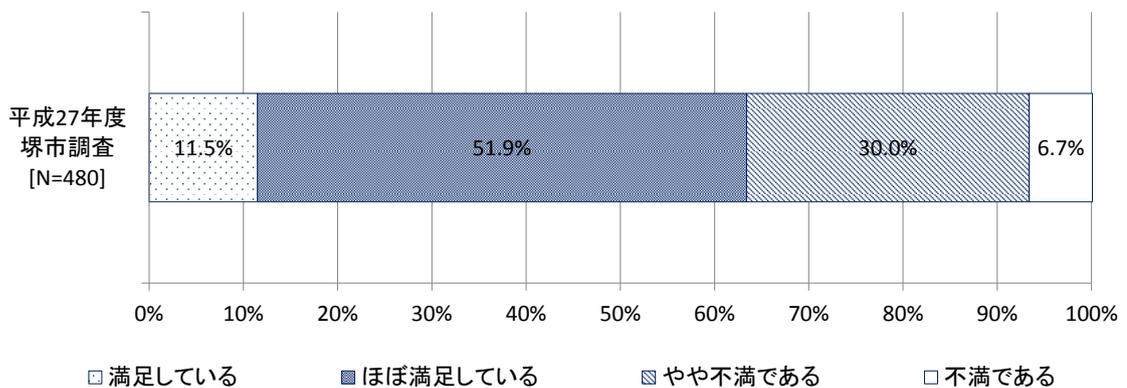
【中枢文化芸術関連施設と地域文化芸術関連施設の機能イメージ図】



3 文化的環境に対する市民満足度

平成27年度に実施した市政モニターアンケート(以下「市政モニター」といいます。)において、堺市の文化的環境に対する満足度は、「満足している」と「ほぼ満足している」の合計が63.4%であり、「やや不満である」と「不満である」の合計は36.7%となっています。

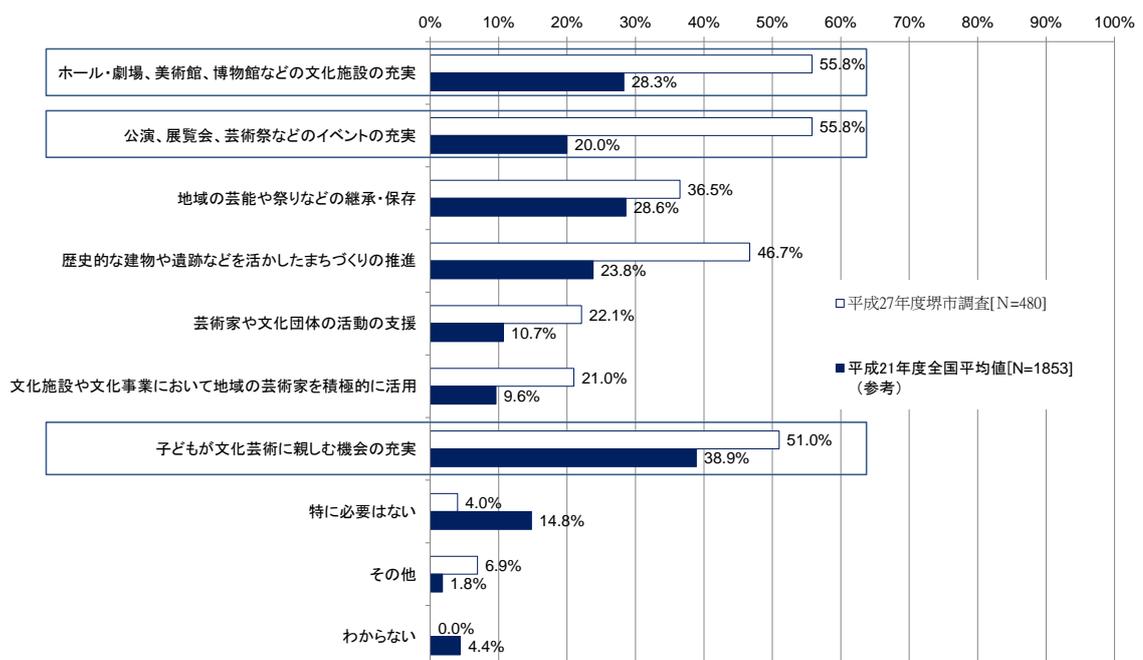
堺市の文化的環境(鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備など)に満足していますか。(単数回答)



(※各選択肢比率は小数点2位を四捨五入したものであるため、比率合計が100%にならない。)

また、同アンケートにおける堺市の文化的環境を満足できるものとするために必要なものとして、「ホール、劇場、美術館、博物館などの文化施設の充実」、「公演、展覧会、芸術祭などのイベントの充実」、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」が50%を超える結果となっています。

堺市の文化的環境を満足できるものとするために、何が必要だと思いますか。(複数回答)

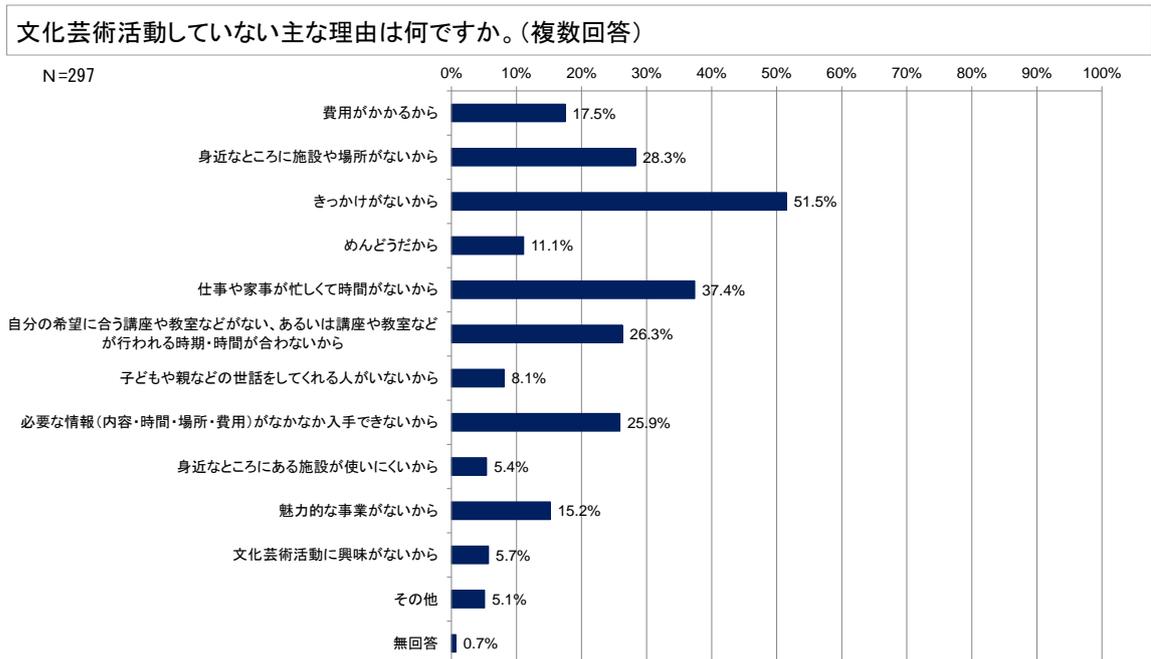
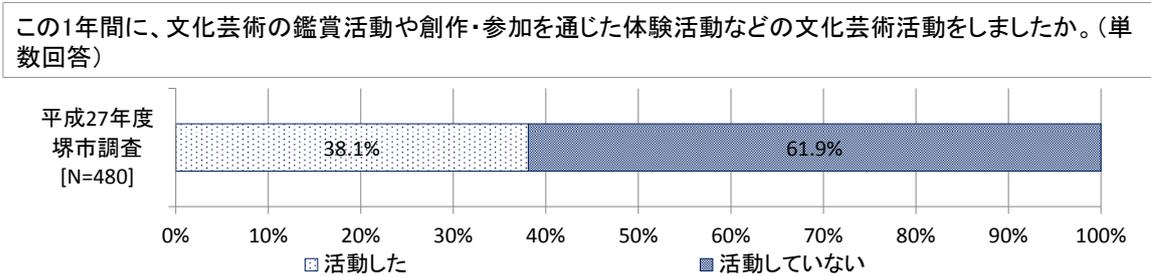
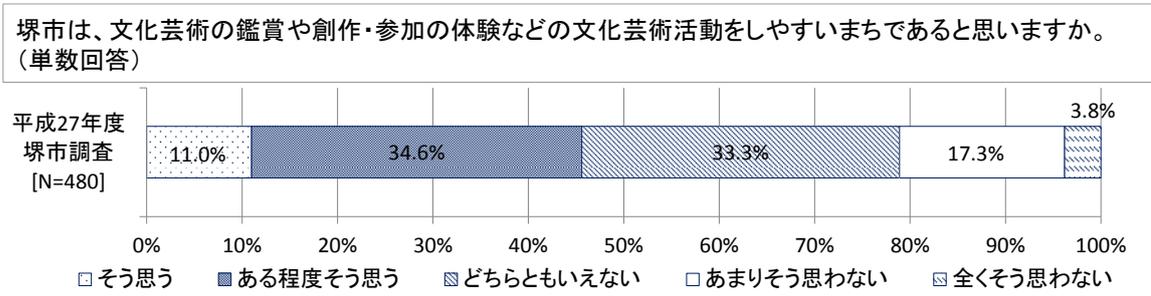


第3節 堺市における文化芸術の主な課題

堺市における文化芸術に関する主な課題は次のとおりです。

1 文化芸術活動のしやすさの向上

市政モニターでは、堺市が文化芸術活動をしやすいまちであるかどうかという問いに対し、「そう思う」と「ある程度そう思う」の合計は45.6%で、そう思っていない回答が50%を超える結果になっています。また、文化芸術活動の実施の有無を質問したところ、「活動した」の38.1%を「活動していない」の61.9%が上回る結果となり、活動していない理由を質問したところ、「きっかけがないから」が50%を上回る結果となっています。文化芸術に興味を持っているにもかかわらず、きっかけがないことで活動できていない市民が多いことから、今後、市民の文化芸術活動のしやすさの向上を図り、市民の文化芸術活動の参加促進を図ることが課題であると考えられます。

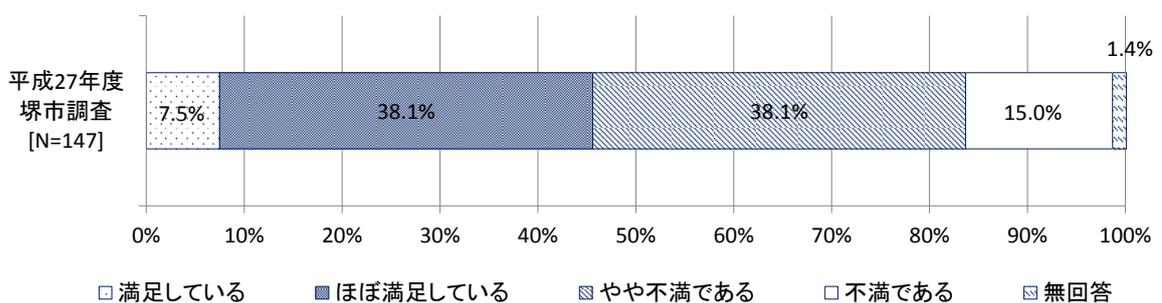


2 子どもが文化芸術に触れる機会の充実

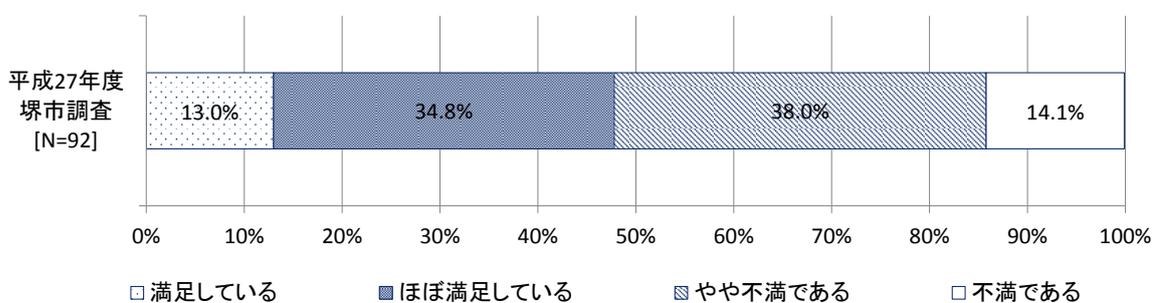
市政モニターにおいて、18歳以下の子どもを持つ保護者に対して、堺市における子どもに対する文化芸術に触れる機会の提供の満足度を質問した結果、「満足している」と「ほぼ満足している」の合計は45.6%で、「やや不満である」と「不満である」の合計の53.1%を下回る結果となっています。また、同アンケートで、学校教育における文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度を質問した結果、「満足している」と「ほぼ満足している」の合計は47.8%で、「やや不満である」と「不満である」の合計の52.1%を下回る結果となっています。

第2章第2節で示したとおり、堺市の文化的環境を満足できるものとするためには、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」が課題であると考えられます。

堺市における子どもに対する文化芸術に触れる機会の提供に満足していますか。(単数回答)



学校教育における子どもが文化芸術に触れる機会の提供に満足していますか。(単数回答)



(※各選択肢比率は小数点2位を四捨五入したものであるため、比率合計が100%にならない。)

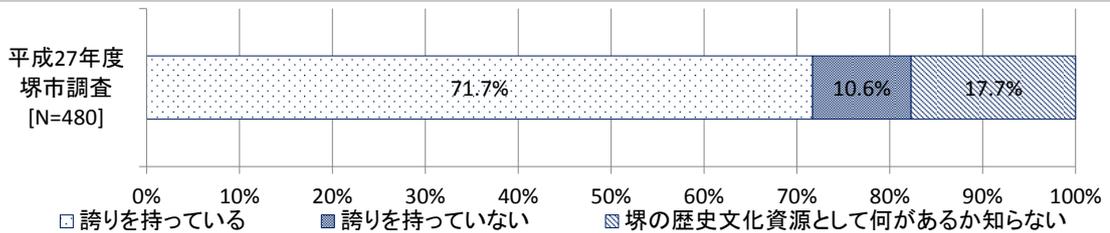
3 堺市の文化芸術に対する誇りの醸成

市政モニターにおいて、堺市の歴史文化資源に誇りを持っているか質問したところ、71.7%の人が誇りを持っていると回答し、その回答者に対し、世界に誇れると思う文化について質問したところ、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群や千利休、与謝野晶子、阪田三吉、行基、河川慧海等堺ゆかりの先人達を除くと、軒並み50%以下になっています。この結果から、過去から受け継いできたレガシー(歴史文化資源)に対する誇りは高い傾向にありますが、未来のレガシー(歴史文化資源)となる可能性を持つ文化資源に対する誇りは低い傾向にあることがわかります。

また、同アンケートで堺市が実施する文化芸術事業の認知度は50%を下回る結果となっており、今実施している文化芸術事業についても、あまり知られていない状況であることがわかります。

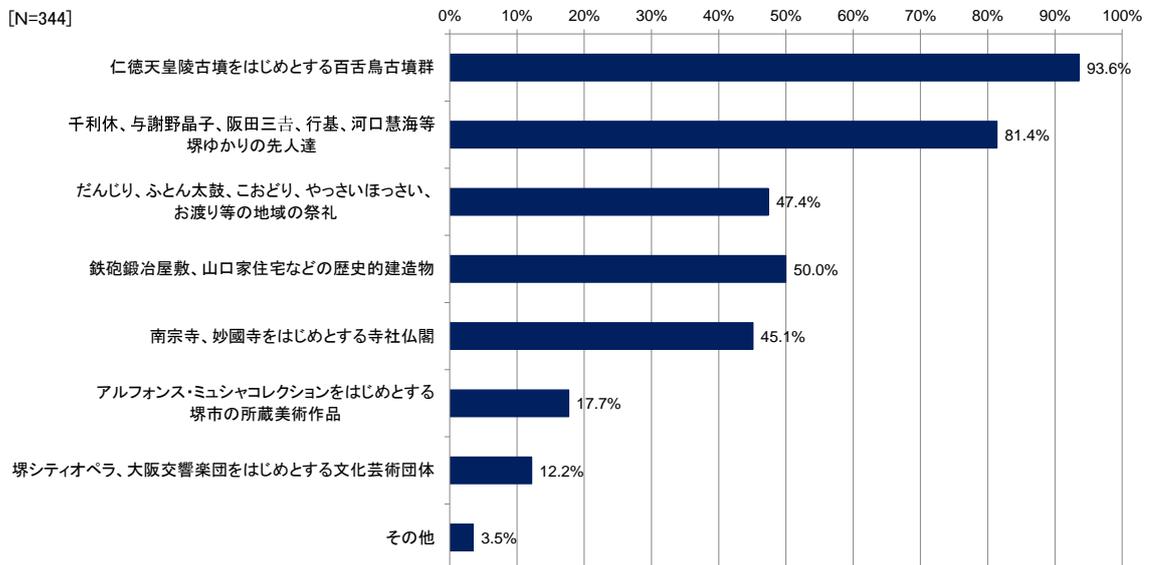
第2章第2節で示したように、過去から受け継いできたレガシー（歴史文化資源）や未来のレガシー（歴史文化資源）となる可能性を持つ資源を有効活用し、未来へ継承することによってレガシー（歴史文化資源）を蓄積するとともに、堺市が魅力ある文化芸術振興事業の実施及びその周知等を通じ、引き続き堺市の文化芸術に対する誇りの維持と更なる醸成を図ることが課題であると考えられます。

堺の歴史文化資源に誇りを持っていますか。(単数回答)



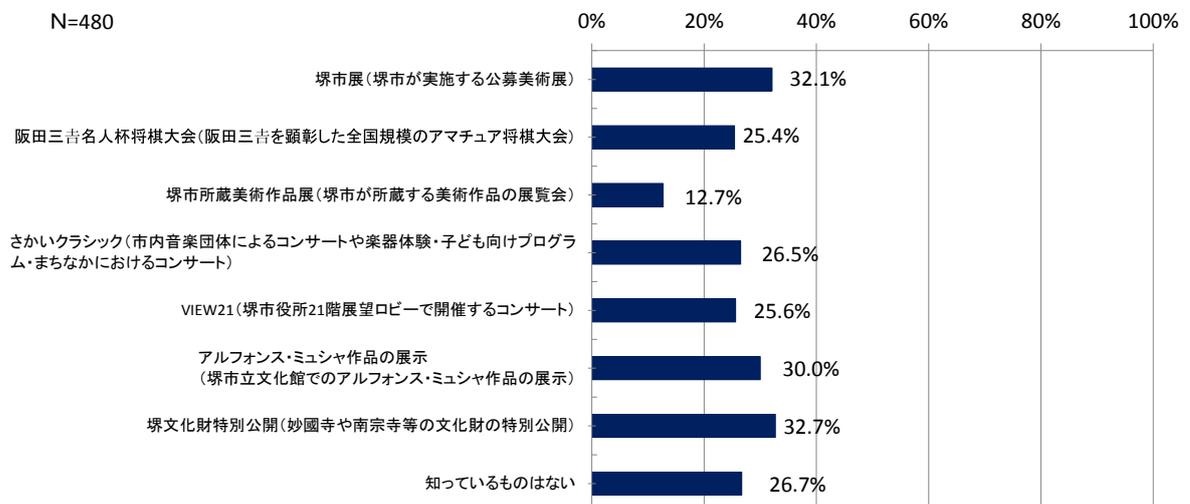
堺の文化の中で、世界に誇れると思う文化はどれですか。(複数回答)

[堺の歴史文化資源に誇りを持っている人に対して質問]



堺市では次のような文化芸術事業を行っていますが、知っている事業はありますか。(複数回答)

[一部抜粋]



4 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた文化プログラムの展開

第2章第1節で示したとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施することとされています。

堺市においても、これを機に堺市の魅力を戦略的に国内外へ発信するため、堺独自の取組を推進する必要があります。

第3章 計画の方向性

第1節 基本目標と基本的施策

1 基本目標

国際連合総会において採択された「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」の第15条では、「文化的な生活に参加する権利」や「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利」が規定されています。また、日本国憲法第25条においても、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されており、市民が文化的な生活をおくることは、基本的な人権として保障されています。堺市においては、文化芸術が子どもや高齢者、障害者等にも社会参加の機会をひらく機能を持つという「ソーシャルインクルージョン(社会包摂)」の理念も踏まえ、条例第1条に文化芸術による「自由で心豊かな市民生活の実現」を目的として定めています。

本計画においても、「自由で心豊かな市民生活の実現」つまり、自由で多様性を持った市民文化の実現によって市民の文化的生活の充実を図ることを基本目標として掲げることとします。

また、質の高い文化芸術は、市民の文化的な生活の充実のみならず、市外への影響力が高いものであることから都市の魅力向上においても重要なツールの一つであると考えられます。堺市においては、条例第1条に文化芸術による「都市魅力の創造」を目的として定めています。

そこで、本計画においても、「都市魅力の創造」つまり、質の高い文化芸術の力を幅広い分野における社会的課題の解決等に活用し、活気ある魅力あふれた都市の実現を図ることを基本目標として掲げることとします。

基本目標

➤ **自由で心豊かな市民生活の実現**

自由で多様性を持った市民文化の実現により、市民の文化的生活の充実を図ります

➤ **都市魅力の創造**

質の高い文化芸術の力を幅広い分野における社会的課題の解決等に活用し、活気ある魅力あふれた都市の実現を図ります

2 基本的施策

基本目標の実現に向け、堺市が取り組むべき施策として、条例第9条から第19条に規定する次の11の基本的施策を推進します。

基本的施策

1	文化芸術活動を行う環境の整備
2	文化芸術に親しむことができる環境の整備
3	学校教育における文化芸術活動の充実
4	将来の文化芸術を担う子どもたちの育成
5	文化芸術を支える人材の育成
6	多様な分野との連携
7	歴史文化資源の継承及び活用
8	魅力的なまちの景観の創出
9	文化施設の活用
10	国際的な文化芸術の交流
11	経済活動との連携

第2節 重点的方向性

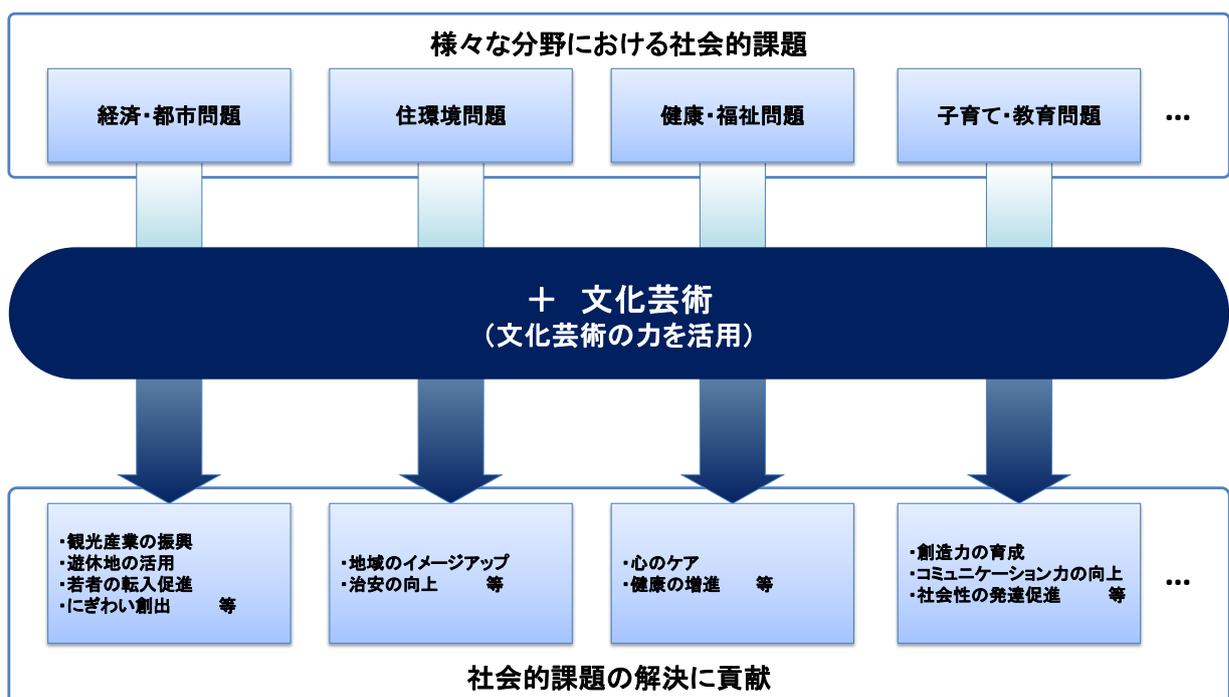
第2章第1節でも示したとおり、現在、文化芸術が社会へもたらす効果が注目されているところです。全国的にも、経済発展や都市問題の解決(観光産業の振興、遊休地の活用、若者の転入促進、にぎわい創出等)、住環境問題の解決(地域のイメージアップ、治安の向上等)、健康や福祉問題の解決(心のケア、健康の増進等)、子育て・教育問題の解決(創造力の育成、コミュニケーション力の向上、社会性の発達促進等)等、文化芸術が地域の社会課題の解決に貢献した事例が数多くみられます。また、幅広い分野における文化芸術の力の活用は、激化する都市間競争に勝ち残るための「都市魅力の創造(都市のブランディング)」に大きく寄与するものであることから、『文化芸術の力を活用した社会的課題の解決』を重点的方向性として掲げることとします。

本計画期間においては、この重点的方向性に基づき、11の基本的施策の中でも、文化芸術の力を他分野に活用することで社会的課題の解決につながる「多様な分野との連携」を重点的に推進する基本的施策とします。また、先にも述べたとおり、文化芸術は経済活動に多大な影響を与え、産業の発展にも寄与するものですが、経済と文化芸術は車の両輪のように作用し合うことで社会に活力をもたらすものであることから、「経済活動との連携」についても、重点的に推進する基本的施策とします。

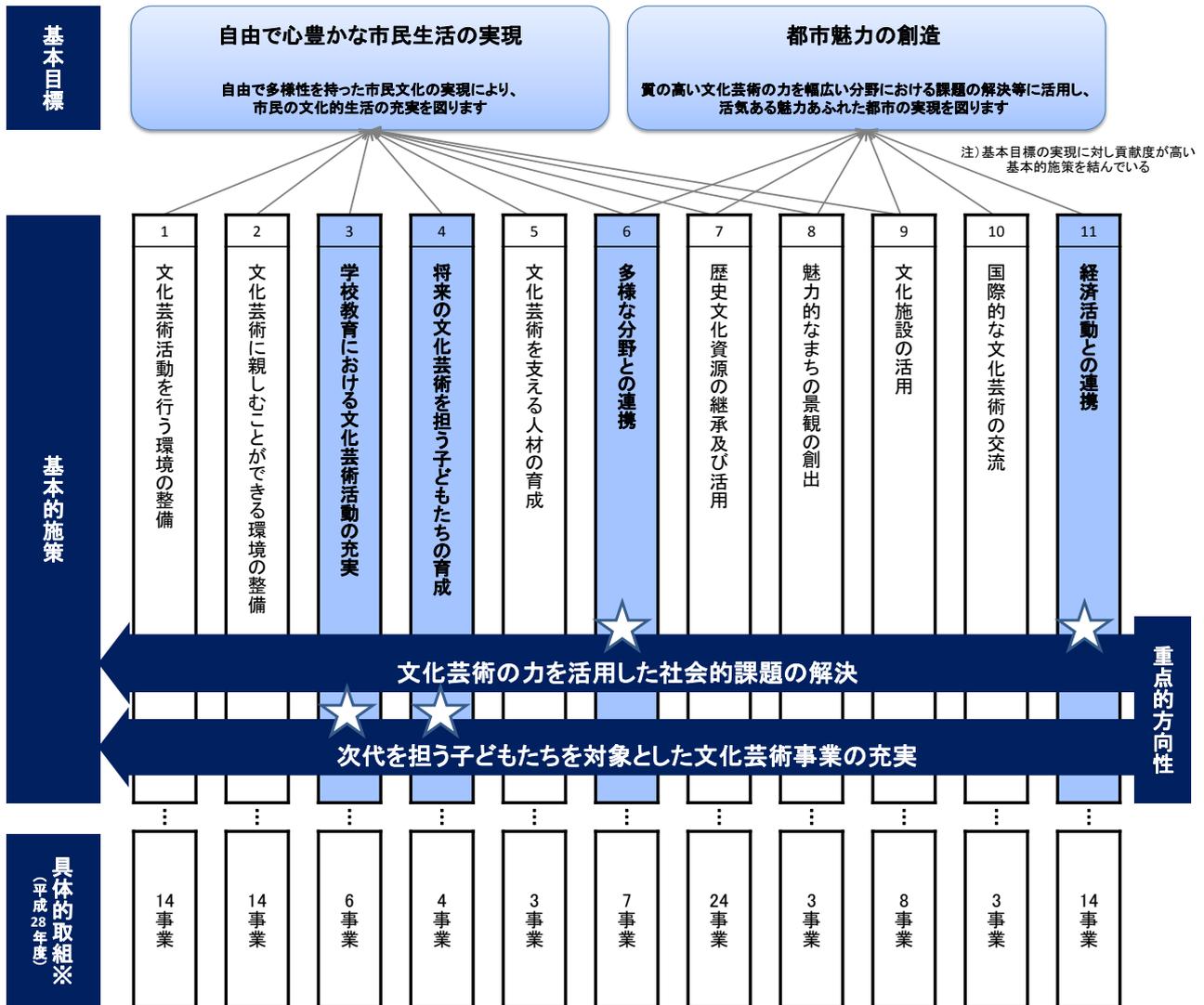
また、第2章第2節及び第3節で示したとおり、子どもたちが生活の中で文化芸術に触れ、文化活動を行う機会の充実を図ることは、堺市において特に重要な課題であると考えられることから、『次代を担う子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実』をもう一つの重点的方向性として掲げることとします。

本計画期間においては、この重点的方向性に基づき、11の基本的施策の中でも、子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実につながる「学校教育における文化芸術活動の充実」及び「将来の文化芸術を担う子どもたちの育成」を重点的に推進する基本的施策とします。

【文化芸術の力を活用した社会的課題の解決(イメージ図)】



【基本目標、基本的施策、重点的方向性、具体的取組の体系図】



※平成28年度における具体的取組は、19ページ以降参照

第3節 評価指標

条例に基づく11の基本的施策を推進するにあたり、それぞれの施策ごとに評価指標を設定し、評価・検証を行います。なお、今後の新規事業の展開等を踏まえ、適宜評価指標の変更等を行います。

基本的施策		評価指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
1	文化芸術活動を行う環境の整備	文化芸術活動をしやすいと答える市民の割合	45.6%	55%
		情報が入手しにくいと答える市民の割合	25.9%	10%
2	文化芸術に親しむことができる環境の整備	文化芸術活動をする市民の割合	38.1%	55%
3	学校教育における文化芸術活動の充実	芸術家の学校への派遣割合 (計画期間における派遣校数/全小中学校数)	22%	80%
		学校教育における子どもが文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合	47.8%	75%
4	将来の文化芸術を担う子どもたちの育成	子どもを対象とする文化芸術事業の参加者数	-	10,000人/年
		子どもを対象とした文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合	45.6%	75%
5	文化芸術を支える人材の育成	コーディネート機能 ^{※1} の構築	-	制度構築
6	多様な分野との連携	連携事業数	7事業	20事業
7	歴史文化資源の継承及び活用	さかい利品の杜来館者数	-	延200,000人/年
		堺市博物館・堺市立みはら歴史博物館来館者数	164,750人/年 (平成26年度時点)	200,000人/年
		堺市の歴史文化資源を誇りに思う市民の割合	71.7%	80%
8	魅力的なまちの景観の創出	堺市のまちなみに魅力を感じる市民の割合	55.2%	65%
9	文化施設の活用	文化施設 ^{※2} 利用者数	740,494人/年 (平成26年度時点)	1,200,000人/年
10	国際的な文化芸術の交流	文化芸術活動を通じ海外の人と交流する市民の割合	2.1%	10%
11	経済活動との連携	観光ビジター数	910.4万人/年 (平成26年度時点)	1,400万人/年

※1) 事業を展開するにあたり、芸術家と地域(学校、公共施設等)の間の調整等を行うコーディネート機能

※2) 堺 アルフォンス・ミュシャ館(堺市立文化館)、堺市立梅文化会館、堺市立西文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館、堺市民芸術文化ホール(平成30年度中開館予定)

第4章 計画の推進・評価

第1節 推進体制

基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」の達成に向け、堺市の文化芸術に関わる次の各主体が、それぞれの役割を踏まえた取組を主体的に行うとともに、相互に連携・協力し合う「文化芸術協働体」として取組を推進することが大変重要です。

1 行政(堺市)

(1) 市内における横断的連携

産業、教育、まちづくり、医療や福祉をはじめ、行政全般を文化的視点からとらえ、文化芸術振興に関する施策を堺市全体で総合的、効果的に推進するため、堺市文化芸術推進計画市内委員会を設置し、横断的連携を図ります。堺市文化芸術推進計画市内委員会においては、推進中の施策に関して進捗状況の確認等を行うとともに、文化芸術の力を活用した各分野の連携に関する調査研究や情報共有等を通じた新たな施策の展開について検討を行い、全庁一体となって文化芸術の推進による堺市の課題解決、魅力向上を図ります。

(2) 区ごとの特色を活かした文化芸術の振興

各区域の地域資源を活用した文化芸術は、自由で心豊かな市民生活の実現及び都市の魅力向上にとって重要な要素です。

現在、堺市では、全区において、「まちづくりビジョン」を策定しており、それぞれの地域に存在する資源を活用した文化芸術推進事業等を展開するとともに、各区の特色を活かしたまちづくりを推進しています。地域で育まれた文化芸術を基盤として、地域における文化芸術事業を促進し、地域文化の創造と発展につなげるとともに、文化芸術の力を幅広い分野で活用し、各区がめざすまちづくりを進めていきます。

2 公益財団法人堺市文化振興財団

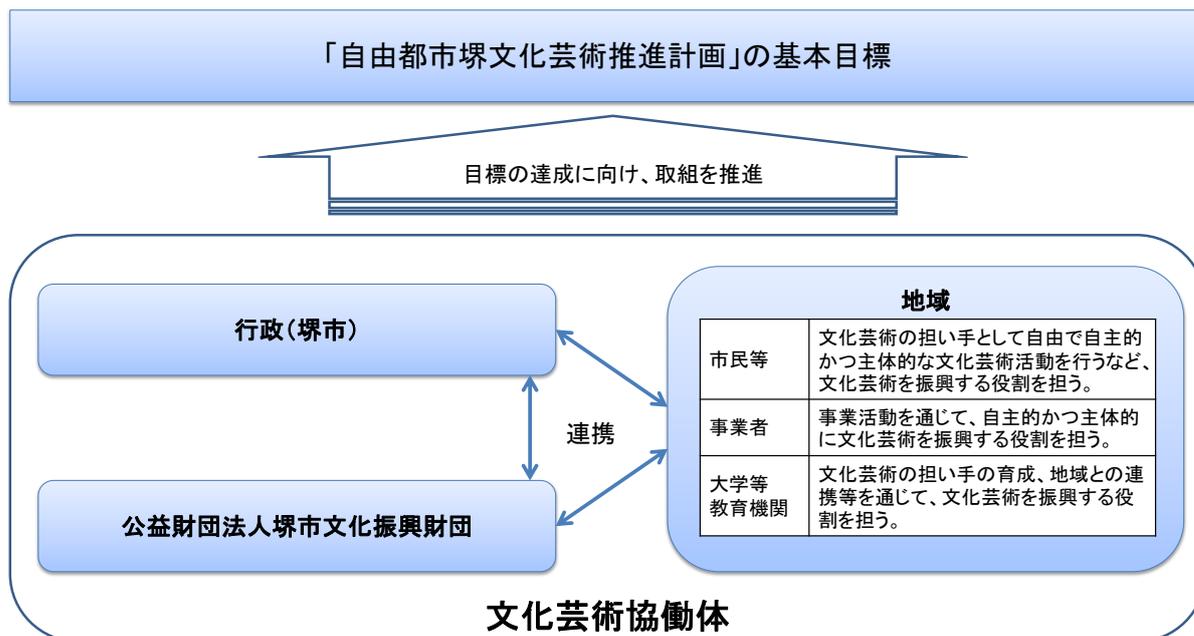
公益財団法人堺市文化振興財団は、堺市の文化芸術の創造発展を支える母体として、堺市の文化芸術施策と連携した文化事業を戦略的に展開することで、市民文化及び都市文化の振興、ひいては堺市の都市魅力や活力の向上に寄与します。

また、長年培ってきた文化芸術に関するノウハウやネットワークを活かし、堺市と地域の円滑な協力・連携を促進するために、両者の立場を踏まえ、行政とは独立した立場で調整を行うコーディネーター的役割の充実に図ります。

3 地域(市民等、事業者、大学等教育機関)

本計画の基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」を推進するためには、市民や事業者(企業、経済団体、NPO法人等)、大学等教育機関が条例第5条から第7条に規定されるそれぞれの役割を踏まえ、主体的に文化芸術によるまちづくりに取り組む必要があります。

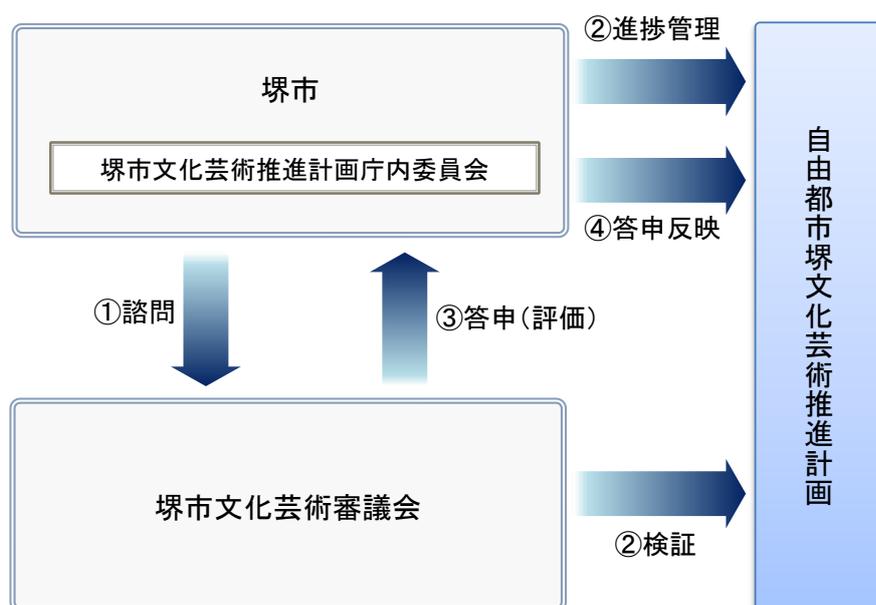
【文化芸術協働体 関係図】



第2節 評価体制

堺市文化芸術審議会において、第3章第3節で示した基本的施策に対する評価指標の達成度、効果等について検証及び評価を行うとともに、次年度以降の事業展開や予算等に関して提案を行います。また、堺市文化芸術推進計画庁内委員会においては、堺市文化芸術審議会の意見等を踏まえ、次年度以降の事業展開や予算等について協議を行います。

【評価フロー図】



第3節 今後の検討課題

計画の推進や評価のほか、今後、次の事項を検討することとします。

「堺版アーツカウンシル」のあり方

「アーツカウンシル」とは、一般に、文化芸術に対する助成の審査や決定、助成事業の評価等を行う専門家等による第三者機関のことを指し、各国に設置され、国内では東京都や大阪府市、沖縄県などが設置しています。その機能や組織体制は様々ですが、公的な助成の目的を達成するために専門家による審査・評価を行う組織という点では概ね共通しています。堺市においても、より効果的な文化芸術事業の推進に向け、堺版アーツカウンシルのあり方を検討します。堺版アーツカウンシルでは、既存事業に対する具体的取組の審査や事後評価のほか、文化芸術振興政策や文化芸術の力を活用した社会的課題の解決に関する調査研究等を行うシンクタンク機能、パイロット事業の試行等を通じた本格的施策への展開等の促進についても検討します。

また、行政と地域が円滑に協働するために両者の立場を踏まえて意見・調整ができるコーディネーター的機能のあり方や市民や学校等をはじめとした地域の意見等を集約し、反映させる機能のあり方の検討を行います。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた文化プログラムの展開

第2章第3節で示したとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、堺の魅力発信及び文化芸術に係るレガシーの創出及び次世代への継承を目的とした文化プログラムを展開する必要があります。文化プログラムとして堺らしい取組を実施することで、堺市の魅力を戦略的に国内外へ発信し、堺市の都市魅力の向上を図ります。

文化芸術を通じた広域交流

堺市域に留まることなく、広域的な視野を持った交流は、多様な資源の活用や発信力の強化につながり、第3章第1節で示す基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」の達成の可能性を広げるものと考えられるため、文化芸術の広域交流についても検討を行います。この広域交流には、文化芸術が幅広い分野に波及効果をもたらすことから、文化芸術間の交流のみならず、文化芸術と他分野の交流も含むこととします。

文化芸術振興のための資金調達のあり方

文化芸術によるまちづくりの推進を図るため、寄附文化の醸成や市民・民間等からの資金調達を促進するための手法(ファンドレイジング等)の検討を行います。

(参考)堺市主体の具体的取組

第3章第1節における11の基本的施策に該当する平成28年度の具体的取組を参考に示します。

なお、平成28年度における既存事業を記載していますが、今後、基本目標を達成するために基本的施策を推進する上で、必要に応じて事業の再編・再構築、新規追加等を行います。

具体的取組一覧

1 文化芸術活動を行う環境の整備		3 学校教育における文化芸術活動の充実		
1	生涯学習推進	市民人権局	1 さかいアートスクール	文化観光局
2	市民文化活動促進事業	文化観光局	2 堺スタンダード(茶の湯)開催事業	教育委員会事務局
3	舞台芸術創造発信事業	文化観光局	3 アートクラブグランプリinSAKAI開催事業	教育委員会事務局
4	堺市展開催事業	文化観光局	4 堺市こども市展開催事業	教育委員会事務局
5	堺市文化振興財団事業補助	文化観光局	5 交響楽団芸術鑑賞事業	教育委員会事務局
6	与謝野晶子顕彰事業の推進	文化観光局	6 小学校連合音楽会・中学校連合音楽会開催事業	教育委員会事務局
7	堺市民芸術文化ホール整備事業	文化観光局	4 将来の文化芸術を担う子どもたちの育成	
8	文化会館管理運営	文化観光局	1 音楽文化推進事業(再掲)	文化観光局
9	堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業	文化観光局	2 堺市文化振興財団事業補助(再掲)	文化観光局
10	みはら歴史博物館事業	文化観光局	3 子どものための文化芸術プロジェクト事業	文化観光局
11	健康福祉プラザ事業	健康福祉局	4 博物館事業(再掲)	文化観光局
12	障害者文化芸術講座	健康福祉局	5 文化芸術を支える人材の育成	
13	青少年センター・青少年の家事業	子ども青少年局	1 音楽文化推進事業(再掲)	文化観光局
14	教育文化センター事業	教育委員会事務局	2 堺市展開催事業(再掲)	文化観光局
2 文化芸術に親しむことができる環境の整備			3 堺市文化振興財団事業補助(再掲)	文化観光局
1	生涯学習推進(再掲)	市民人権局	6 多様な分野との連携	
2	健康福祉プラザ事業(再掲)	健康福祉局	1 シティプロモーション事業	市長公室
3	障害者文化芸術講座(再掲)	健康福祉局	2 首都圏における堺の魅力発信事業	市長公室
4	堺フィールドミュージアム推進事業	文化観光局	3 生涯学習推進(再掲)	市民人権局
5	音楽文化推進事業	文化観光局	4 健康福祉プラザ事業(再掲)	健康福祉局
6	アートを活用したまちの創造	文化観光局	5 障害者文化芸術講座(再掲)	健康福祉局
7	堺市文化振興財団事業補助(再掲)	文化観光局	6 図書館事業	教育委員会事務局
8	文化会館管理運営(再掲)	文化観光局	7 地域情報活用支援事業	教育委員会事務局
9	堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業(再掲)	文化観光局		
10	博物館事業	文化観光局		
11	みはら歴史博物館事業(再掲)	文化観光局		
12	青少年センター・青少年の家事業(再掲)	子ども青少年局		
13	区域まちづくり事業	堺・中・東・西・南・北・美原区役所		
14	教育文化センター管理業務(再掲)	教育委員会事務局		

具体的取組一覧

7 歴史文化資源の継承及び活用			9 文化施設の活用		
1	シティプロモーション事業(再掲)	市長公室	1	さかい利晶の杜事業(再掲)	文化観光局
2	首都圏における堺の魅力発信事業(再掲)	市長公室	2	堺市民芸術文化ホール整備事業(再掲)	文化観光局
3	生涯学習推進(再掲)	市民人権局	3	文化会館管理運営(再掲)	文化観光局
4	さかい利晶の杜事業	文化観光局	4	堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業(再掲)	文化観光局
5	観光情報発信事業	文化観光局	5	アルフォンス・ミュシャコレクション魅力向上事業(再掲)	文化観光局
6	堺文化財特別公開	文化観光局	6	博物館事業(再掲)	文化観光局
7	堺フィールドミュージアム推進事業(再掲)	文化観光局	7	みはら歴史博物館事業(再掲)	文化観光局
8	所蔵作品管理調査事業	文化観光局	8	教育文化センター事業(再掲)	教育委員会事務局
9	アートを活用したまちの創造(再掲)	文化観光局	10 国際的な文化芸術の交流の推進		
10	与謝野晶子顕彰事業の推進(再掲)	文化観光局	1	海外姉妹友好都市交流事業	文化観光局
11	阪田三吉名人杯将棋大会開催事業	文化観光局	2	アジア諸国との交流事業	文化観光局
12	アルフォンス・ミュシャコレクション魅力向上事業	文化観光局	3	国際機関との連携事業	文化観光局
13	百舌鳥古墳群保存活用事業	文化観光局	11 経済活動との連携		
14	文化財保護事業	文化観光局	1	シティプロモーション事業(再掲)	市長公室
15	黒姫山古墳管理運営事業	文化観光局	2	首都圏における堺の魅力発信事業(再掲)	市長公室
16	泉北すえむら資料館管理運営事業	文化観光局	3	さかい利晶の杜事業(再掲)	文化観光局
17	収蔵資料公開活用事業	文化観光局	4	観光情報発信事業(再掲)	文化観光局
18	町家活用推進事業	文化観光局	5	堺文化財特別公開(再掲)	文化観光局
19	博物館事業(再掲)	文化観光局	6	堺フィールドミュージアム推進事業(再掲)	文化観光局
20	みはら歴史博物館事業(再掲)	文化観光局	7	アートを活用したまちの創造(再掲)	文化観光局
21	世界文化遺産登録推進事業	文化観光局	8	与謝野晶子顕彰事業の推進(再掲)	文化観光局
22	百舌鳥古墳群ガイダンス施設等整備事業	文化観光局	9	阪田三吉名人杯将棋大会開催事業(再掲)	文化観光局
23	図書館事業(再掲)	教育委員会事務局	10	堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業(再掲)	文化観光局
24	地域情報活用支援事業(再掲)	教育委員会事務局	11	百舌鳥古墳群保存活用事業(再掲)	文化観光局
8 魅力的なまちの景観の創出			12	博物館事業(再掲)	文化観光局
1	市民交流広場整備・活用事業	市長公室、建築都市局	13	世界文化遺産登録推進事業(再掲)	文化観光局
2	まちなみ再生事業	建築都市局	14	百舌鳥古墳群ガイダンス施設等整備事業(再掲)	文化観光局
3	景観形成事業	建築都市局	※総事業数:100事業(再掲除く事業数:50事業)		

1 文化芸術活動を行う環境の整備

個人や文化芸術団体が文化芸術活動を行いやすい環境をめざし、多様な文化芸術主体の活動の場を提供するとともに、その活動に関する情報の発信等を行います。

また、堺市にアーティストが集い、高いクオリティで活動できる場所の整備等について、検討を進めます。

生涯学習推進	
事業概要	生涯学習の推進を目的として、生涯学習講座の実施やホームページ等を通じた生涯学習情報の提供、生涯学習に関する相談等を行う。
実施主体	堺市(市民人権局)
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく取組 【平成 32 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく評価

市民文化活動促進事業	
事業概要	市民文化活動の促進を目的として、堺市文化団体連絡協議会が開催する堺市民芸術祭及び堺美術協会が開催する堺美術協会展に対する助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、堺市文化団体連絡協議会、堺市美術協会
対象	市民、市内で活動する文化芸術の愛好者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市民芸術祭及び堺美術協会展に対する助成

舞台芸術創造発信事業	
事業概要	市民に対し質の高い文化芸術に触れる機会を提供することを目的として、堺シティオペラが開催する公演等に対する助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、堺シティオペラ一般社団法人
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺シティオペラ公演・公演に対する補助

堺市展開催事業	
事業概要	市民文化活動の促進及び将来の文化芸術を担う人材の育成を目的として、日本画、洋画・版画、彫刻・立体造形、工芸、写真、書道・てん刻の6部門の美術作品を公募し、入賞・入選・招待作品の美術展覧会を開催するとともに、前年度堺市展の入賞作品等による「優秀作品展」と芸術新人賞受賞作家による展覧会「NEW FACE ART 堺」を開催する。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市展・優秀作品展・NEW FACE ART 堺開催

堺市文化振興財団事業補助	
事業概要	市民への文化芸術鑑賞機会の提供や市民文化活動の活性化、新進芸術家の発掘育成、子どもの芸術体験の場の創出等を目的として、公益財団法人堺市文化振興財団が実施する事業に対する助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市文化振興財団による文化芸術事業の開催・事業への補助

与謝野晶子顕彰事業の推進	
事業概要	堺の文化的特色の創出や市民の郷土愛の醸成を目的として、与謝野晶子を学び研究し、継続的に顕彰する総合的な組織である与謝野晶子倶楽部が行う事業に対して助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、与謝野晶子倶楽部
対象	市民、市内外の文学愛好者等
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・与謝野晶子倶楽部による事業開催・事業補助

堺市民芸術文化ホール整備事業	
事業概要	芸術文化の創造・交流・発信の拠点として堺市民芸術文化ホールを整備し、市民をはじめ多くの方々に優れた芸術文化の鑑賞機会をはじめ、創造・発表する機会を提供する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・指定管理運営 【平成 28～30 年度】 ・プレ事業の実施 【平成 30～32 年度】 ・開館・管理運営

文化会館管理運営事業	
事業概要	市民に対する質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び市民文化活動の場の提供を目的として、各文化会館において貸館事業及び文化芸術振興事業、自主事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業

事業概要	市民に対する質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び市民文化活動の場の提供を目的として、堺 アルフォンス・ミュシャ館において貸館事業及び文化芸術振興事業、自主事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～30 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 31～32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

みはら歴史博物館事業

事業概要	市民や来館者を対象として、展示事業や講演会、体験学習会等を実施することで、美原区を中心とした郷土の歴史・文化を紹介し、郷土愛の醸成と「堺」の都市魅力の発信に寄与する。また、ホール等の貸館事業や、ホール等を活用したコンサート等の自主事業の展開により、市民文化活動の促進とともに、市民が身近で文化芸術に触れる環境づくりに努める。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・郷土の歴史文化の紹介 ・ホール等を活用した文化芸術事業

健康福祉プラザ事業

事業概要	障害のある方の文化芸術活動を支援することを目的として、陶芸・絵画・パソコンアート・写真・書道等の文化芸術教室や障害のある方の芸術作品を展示・表彰するプラザアートフェスティバルの開催、障害者アート等の情報発信を行う。
実施主体	堺市(健康福祉局)、指定管理者
対象	障害者、市民
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・現指定管理者の事業計画書に基づく取組 【平成 29～32 年度】 ・次期指定管理者の年度事業計画書に基づく取組

障害者文化芸術講座

事業概要	障害者の社会参加の促進を目的として、障害者を対象とする文化芸術に関する手芸・編み物等の講座を開催する。
実施主体	堺市(健康福祉局)
対象	市内に在住または在職する障害者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・障害者文化芸術講座開催

青少年センター・青少年の家事業

事業概要	青少年の心身の健全な育成を目的として、学習、スポーツ、文化・レクリエーション活動等の場を提供する。
実施主体	堺市(子ども青少年局)
対象	青少年(就学児童～25歳まで)を中心に幅広い年齢層
計画期間における取組	【平成28～32年度】 ・青少年の文化芸術活動の支援

教育文化センター事業

事業概要	教育の発展と文化の振興に資するため、教職員の研修・研究及び市民等の生涯学習・文化活動の場としての貸館事業や、自主事業としての文化関連事業を実施する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)、指定管理者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成28～31年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成32年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

2 文化芸術に親しむことができる環境の整備

高齢者、障害者等をはじめ、広く市民等が文化芸術に親しむことができる環境を整備するため、様々な場所での文化芸術の創造及び享受並びに芸術家との交流の機会の提供を行います。

生涯学習推進(再掲)	
事業概要	生涯学習の推進を目的として、生涯学習講座の実施やホームページ等を通じた生涯学習情報の提供、生涯学習に関する相談等を行う。
実施主体	堺市(市民人権局)
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく取組 【平成 32 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく評価

健康福祉プラザ事業(再掲)	
事業概要	障害のある方の文化芸術活動を支援することを目的として、陶芸・絵画・パソコンアート・写真・書道等の文化芸術教室や障害のある方の芸術作品を展示・表彰するプラザアートフェスティバルの開催、障害者アート等の情報発信を行う。
実施主体	堺市(健康福祉局)、指定管理者
対象	障害者、市民
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・現指定管理者の事業計画書に基づく取組 【平成 29～32 年度】 ・次期指定管理者の年度事業計画書に基づく取組

障害者文化芸術講座(再掲)	
事業概要	障害者の社会参加の促進を目的として、障害者を対象とする文化芸術に関する手芸・編み物等の講座を開催する。
実施主体	堺市(健康福祉局)
対象	市内に在住または在職する障害者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・障害者文化芸術講座開催

堺フィールドミュージアム推進事業	
事業概要	都市魅力の向上を目的として、歴史的建造物等を活かし、堺の文化に触れられる親子向け体験プログラムや堺ゆかりの文化人を紹介する展覧会などを、産官学民連携により実施するとともに、市内の多様な主体による文化芸術活動の情報を収集し、堺の歴史・文化資源の魅力を広く発信する。
実施主体	堺市(文化観光局)、民間事業者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・イベントの実施

音楽文化推進事業	
事業概要	市民が身近な場所で音楽に親しむ環境づくりをめざし、さかいクラシック(市内音楽団体によるコンサートや楽器体験・子ども向けプログラム・まちなかにおけるコンサート)やVIEW21(市役所内定期コンサート)を開催する。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・さかいクラシック・VIEW21の開催

アートを活用したまちの創造	
事業概要	市民に対する身近に質の高い文化芸術に触れる機会の提供を目的として、堺市所蔵美術作品(堺コレクション)を市内文化施設等において広く展示公開する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の美術愛好者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・所蔵作品展の開催

堺市文化振興財団事業補助(再掲)	
事業概要	市民への文化芸術鑑賞機会の提供や市民文化活動の活性化、新進芸術家の発掘育成、子どもの芸術体験の場の創出等を目的として、公益財団法人堺市文化振興財団が実施する事業に対する助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市文化振興財団による文化芸術事業の開催・事業への補助

文化会館管理運営事業(再掲)	
事業概要	市民に対する質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び市民文化活動の場の提供を目的として、各文化会館において貸館事業及び文化芸術振興事業、自主事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業(再掲)	
事業概要	市民に対する質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び市民文化活動の場の提供を目的として、堺 アルフォンス・ミュシャ館において貸館事業及び文化芸術振興事業、自主事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～30 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 31～32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

博物館事業	
事業概要	都市イメージの向上及び個性豊かな市民文化の向上やシビックプライドの醸成を目的として、常設展示のほか企画展や特別展等を開催するとともに、古文書講習会・体験学習会や博物館コンサートを開催するなど、堺市博物館の広報活動を行い、来館を促し堺市の堺の歴史・文化・伝統の周知を促進する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺の歴史・文化を紹介する事業の実施

みはら歴史博物館事業(再掲)	
事業概要	市民や来館者を対象として、展示事業や講演会、体験学習会等を実施することで、美原区を中心とした郷土の歴史・文化を紹介し、郷土愛の醸成と「堺」の都市魅力の発信に寄与する。また、ホール等の貸館事業や、ホール等を活用したコンサート等の自主事業の展開により、市民文化活動の促進とともに、市民が身近で文化芸術に触れる環境づくりに努める。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・郷土の歴史文化の紹介 ・ホール等を活用した文化芸術事業

青少年センター・青少年の家事業(再掲)	
事業概要	青少年の心身の健全な育成を目的として、学習、スポーツ、文化・レクリエーション活動等の場を提供する。
実施主体	堺市(子ども青少年局)
対象	青少年(就学児童～25歳まで)を中心に幅広い年齢層
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・青少年の文化芸術活動の支援

区域まちづくり事業	
事業概要	区民の自治意識・連帯感の醸成を図る事業や安全安心のまちづくり、さらには、区局間の連携により、地域の実情や意見を踏まえた区域内の環境整備まで、区役所が主体的に区域課題の解決に資する事業を実施する。
実施主体	堺市(堺・中・東・西・南・北・美原区役所)
対象	区域住民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・区役所がより主体的に区域のまちづくり事業を推進

教育文化センター事業(再掲)	
事業概要	教育の発展と文化の振興に資するため、教職員の研修・研究及び市民等の生涯学習・文化活動の場としての貸館事業や、自主事業としての文化関連事業を実施する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)、指定管理者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

3 学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育において、文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、学校教育と文化施設との連携を推進します。

さかいアートスクール	
事業概要	次代を担う子どもたちに対する文化芸術に触れる機会の充実を目的として、音楽・造形・演劇など多様な分野の芸術家を市内小中学校へ派遣する。また、子どもに対する統一的な文化芸術の提供を目的として、学校現場と派遣する芸術家を繋ぐコーディネート機能を整備し、全小学校に対するアーティスト派遣をめざす。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市内の小中学生
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・学校への芸術家派遣

堺スタンダード(茶の湯)開催事業	
事業概要	豊かな心の育成を目的として、小中学校の学校行事等に各校の実態に即した形で「茶の湯」を活用し、堺市で大成した伝統文化への理解を深めるとともに、「茶の湯」の精神を学ぶ機会を創出する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)
対象	市内の小中学生
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・各校における取組を実施

アートクラブグランプリ inSAKAI 開催事業	
事業概要	生徒どうしが学び、交流し、美術への関心と意欲を高め、創造性豊かな世界にはばたく人材を育成することを目的として、全国の中学校美術部等から優れた作品を募集・展示するアートクラブグランプリ inSAKAI を開催する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)、実行委員会
対象	全国の中学生
計画期間における取組	【平成 28・30・32 年度】 ・事業開催

堺市子ども市展開催事業	
事業概要	子どもたちの豊かな心の育成を目的として、市立幼稚園、小学校、中学校の保育や授業で作成された絵画や書写の作品の審査を行い、特に優れている作品を展示する堺市子ども市展を開催する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)、堺市初等教育研究会、堺市立中学校教育研究会、堺市立幼稚園教育研究会
対象	市立学校園の幼児児童生徒
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市子ども市展の開催

交響楽団芸術鑑賞事業	
事業概要	子どもたちの豊かな心の育成を目的として、堺市を拠点として活躍する一般社団法人大阪交響楽団の演奏鑑賞を行う。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)、一般社団法人大阪交響楽団
対象	市立小学校の児童
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・公演の実施

小学校連合音楽会・中学校連合音楽会開催事業	
事業概要	子どもたちの豊かな心と健やかな体の育成を目的として、小学校連合音楽会、中学校連合音楽会を開催する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)、堺市初等教育研究会、堺市立中学校教育研究会
対象	堺市立小中学校の生徒
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・小学校連合音楽会の開催 ・中学校連合音楽会の開催

4 将来の文化芸術を担う子どもたちの育成

子どもたちの文化芸術に対する理解を深めるとともに、感性に磨きをかけ、及び情操の涵養に資するため、子どもを対象とする文化芸術の振興に関する施策を実施します。

音楽文化推進事業(再掲)	
事業概要	市民が身近な場所で音楽に親しむ環境づくりをめざし、さかいクラシック(市内音楽団体によるコンサートや楽器体験・子ども向けプログラム・まちなかにおけるコンサート)やVIEW21(市役所内定期コンサート)を開催する。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・さかいクラシック・VIEW21の開催

堺市文化振興財団事業補助(再掲)	
事業概要	市民への文化芸術鑑賞機会の提供や市民文化活動の活性化、新進芸術家の発掘育成、子どもの芸術体験の場の創出等を目的として、公益財団法人堺市文化振興財団が実施する事業に対する助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市文化振興財団による文化芸術事業の開催・事業への補助

子どものための文化芸術プロジェクト事業	
事業概要	次代を担う子どもたちが文化芸術に親しむ機会を提供することにより、文化芸術への関心を高め、将来の文化芸術の担い手や観客層を育成し、堺市の優れた文化芸術の創造に寄与するプログラムを実施する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市内在住の小学生までの子ども
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・イベント実施 ・美術鑑賞プログラムの実施

博物館事業(再掲)	
事業概要	都市イメージの向上及び個性豊かな市民文化の向上やシビックプライドの醸成を目的として、常設展示のほか企画展や特別展等を開催するとともに、古文書講習会・体験学習会や博物館コンサートを開催するなど、堺市博物館の広報活動を行い、来館を促し堺市の堺の歴史・文化・伝統の周知を促進する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺の歴史・文化を紹介する事業の実施

5 文化芸術を支える人材の育成

将来の文化芸術の担い手を育成するため、芸術家、文化芸術団体等の発掘、支援を行います。

また、芸術家と地域(学校、公共施設等)間の調整を行うコーディネート機能の構築や専門人材の発掘(大学生、NPO法人等幅広い分野から選考)、文化施設及び文化芸術推進に関わるスタッフ間のネットワーク構築などを検討します。

音楽文化推進事業(再掲)	
事業概要	市民が身近な場所で音楽に親しむ環境づくりをめざし、さかいクラシック(市内音楽団体によるコンサートや楽器体験・子ども向けプログラム・まちなかにおけるコンサート)やVIEW21(市役所内定期コンサート)を開催する。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・さかいクラシック・VIEW21の開催

堺市展開催事業(再掲)	
事業概要	市民文化活動の促進及び将来の文化芸術を担う人材の育成を目的として、日本画、洋画・版画、彫刻・立体造形、工芸、写真、書道・てん刻の6部門の美術作品を公募し、入賞・入選・招待作品の美術展覧会を開催するとともに、前年度堺市展の入賞作品等による「優秀作品展」と芸術新人賞受賞作家による展覧会「NEW FACE ART 堺」を開催する。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市展・優秀作品展・NEW FACE ART 堺開催

堺市文化振興財団事業補助(再掲)	
事業概要	市民への文化芸術鑑賞機会の提供や市民文化活動の活性化、新進芸術家の発掘育成、子どもの芸術体験の場の創出等を目的として、公益財団法人堺市文化振興財団が実施する事業に対する助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、公益財団法人堺市文化振興財団
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市文化振興財団による文化芸術事業の開催・事業への補助

6 多様な分野との連携

文化芸術が堺市の子育て、福祉等様々な分野に影響を及ぼすものであることに鑑み、文化芸術を活用した施策の推進を図ります。

シティプロモーション事業	
事業概要	堺市への興味・関心を喚起し、知名度・認知度・都市イメージの向上を目的として、紙面やインターネットを通じた堺市の豊かな人的・文化的資源等の情報発信や堺市の魅力発信に興味・知見を持つ民間事業者や団体への活動支援を行う。
実施主体	堺市(市長公室)、民間事業者等
対象	首都圏はじめ全国
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・冊子の作成、配本 ・民間事業者等への支援

首都圏における堺の魅力発信事業	
事業概要	堺市の知名度の向上やイメージアップを目的として、事業対象者から募った会員のネットワークである「東京・さかい交流会」活動を通じて、会員の集いの開催やメールマガジン、フェイスブック等、さまざまな媒体を用いて、堺ならではの良さや魅力を発信する。
実施主体	堺市(市長公室)
対象	首都圏
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・事業の実施

生涯学習推進(再掲)	
事業概要	生涯学習の推進を目的として、生涯学習講座の実施やホームページ等を通じた生涯学習情報の提供、生涯学習に関する相談等を行う。
実施主体	堺市(市民人権局)
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく取組 【平成 32 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく評価

健康福祉プラザ事業(再掲)	
事業概要	障害のある方の文化芸術活動を支援することを目的として、陶芸・絵画・パソコンアート・写真・書道等の文化芸術教室や障害のある方の芸術作品を展示・表彰するプラザアートフェスティバルの開催、障害者アート等の情報発信を行う。
実施主体	堺市(健康福祉局)、指定管理者
対象	障害者、市民
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・現指定管理者の事業計画書に基づく取組 【平成 29～32 年度】 ・次期指定管理者の年度事業計画書に基づく取組

障害者文化芸術講座(再掲)	
事業概要	障害者の社会参加の促進を目的として、障害者を対象とする文化芸術に関する手芸・編み物等の講座を開催する。
実施主体	堺市(健康福祉局)
対象	市内に在住または在職する障害者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・障害者文化芸術講座開催

図書館事業	
事業概要	市の教育と文化の発展を目的として、資料の収集・整理・保存、資料や情報の提供(貸出サービス、レファレンスサービス)、地域資料の収集と適切な保存・利活用、子ども読書活動の推進、市民への読書啓発等を行う。また、文化・芸術に関する展示や講演会等を実施し、図書館を市民が身近に文化芸術に触れる場所として活用する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・資料・情報の提供

地域情報活用支援事業	
事業概要	郷土堺の理解促進と堺市の魅力向上を目的として、図書館の所蔵する貴重資料等の適正保存やデータ化を進め、堺の歴史・文化に関わる情報を全国に発信する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)
対象	市民、全国
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・デジタルアーカイブ拡充方法の検討 【平成 29 年度】 ・デジタルアーカイブ拡充による情報発信充実 【平成 30～32 年度】 ・情報発信件数・データの充実

7 歴史文化資源の継承及び活用

先人の英知及びその成果を現代に伝える堺の有形及び無形の歴史文化資源が、長い歴史の中で創造されてきたかけがえのない財産であることを鑑み、これらに対する市民等の理解を深め、堺の文化への愛着及び誇りの醸成を図るとともに、その魅力を広く国内外へ発信します。

シティプロモーション事業(再掲)	
事業概要	堺市への興味・関心を喚起し、知名度・認知度・都市イメージの向上を目的として、紙面やインターネットを通じた堺市の豊かな人的・文化的資源等の情報発信や堺市の魅力発信に興味・知見を持つ民間事業者や団体への活動支援を行う。
実施主体	堺市(市長公室)、民間事業者等
対象	首都圏はじめ全国
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・冊子の作成、配本 ・民間事業者等への支援

首都圏における堺の魅力発信事業(再掲)	
事業概要	堺市の知名度の向上やイメージアップを目的として、事業対象者から募った会員のネットワークである「東京・さかい交流会」活動を通じて、会員の集いの開催やメールマガジン、フェイスブック等、さまざまな媒体を用いて、堺ならではの良さや魅力を発信する。
実施主体	堺市(市長公室)
対象	首都圏
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・事業の実施

生涯学習推進(再掲)	
事業概要	生涯学習の推進を目的として、生涯学習講座の実施やホームページ等を通じた生涯学習情報の提供、生涯学習に関する相談等を行う。
実施主体	堺市(市民人権局)
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく取組 【平成 32 年度】 ・「堺市生涯学習支援計画」に基づく評価

さかい利晶の杜事業

事業概要	まちの賑わい創出と都市活力の向上を目的として、指定管理者制度を活用し、堺ゆかりの先人である千利休及び与謝野晶子をテーマとする文化施設及び堺観光の窓口となる観光案内施設、市内周遊のパーク&ライドの基点となる交通関連施設を管理・運営するとともに、飲食や物販機能を持つ民間事業者が運営する来訪者サービス施設と連携して集客を図る。また、市直営の学芸業務として、常設展の更新や企画展・パネル展等の開催、資料の収集保存や調査研究・普及を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・指定管理運営 【平成 31 年度】 ・次期指定管理者選定

観光情報発信事業

事業概要	交流人口の増加を目的として、歴史文化資源等を掲載した観光ガイドブック等のプロモーションツールを作成し、各種プロモーションなどに活用することで、堺の都市魅力を市内外へ発信する。
実施主体	堺市(文化観光局)、実行委員会
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・各種プロモーションの実施

堺文化財特別公開

事業概要	交流人口の増加を目的として、堺文化財特別公開を行うことで、堺が誇る「歴史・文化」を市内外へ発信していく。
実施主体	堺市(文化観光局)、実行委員会
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺文化財特別公開の実施

堺フィールドミュージアム推進事業(再掲)

事業概要	都市魅力の向上を目的として、歴史的建造物等を活かし、堺の文化に触れられる親子向け体験プログラムや堺ゆかりの文化人を紹介する展覧会などを、産官学民連携により実施するとともに、市内の多様な主体による文化芸術活動の情報を収集し、堺の歴史・文化資源の魅力を広く発信する。
実施主体	堺市(文化観光局)、民間事業者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・イベントの開催

所蔵作品管理調査事業

事業概要	都市魅力の向上を目的として、寄贈・購入等により収集した美術・工芸作品等をデータベース化し、ホームページ等で市民に公開する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺市ホームページでの堺コレクションの紹介

アートを活用したまちの創造(再掲)

事業概要	市民に対する身近に質の高い文化芸術に触れる機会の提供を目的として、堺市所蔵美術作品(堺コレクション)を市内文化施設等において広く展示公開する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の美術愛好者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・所蔵作品展の開催

与謝野晶子顕彰事業の推進(再掲)

事業概要	堺の文化的特色の創出や市民の郷土愛の醸成を目的として、与謝野晶子を学び研究し、継続的に顕彰する総合的な組織である与謝野晶子倶楽部が行う事業に対して助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、与謝野晶子倶楽部
対象	市民、市内外の文学愛好者等
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・与謝野晶子倶楽部による事業開催・事業補助

阪田三吉名人杯将棋大会開催事業

事業概要	堺市出身の阪田三吉名人の顕彰及び地域文化の活性化、都市イメージの向上を目的として、全国のアマチュア棋士を対象として将棋大会を開催する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外居住者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・阪田三吉名人杯将棋大会開催

アルフォンス・ミュシャコレクション魅力向上事業

事業概要	堺市の文化振興及び都市魅力の創造を目的として、世界有数のコレクションであるアルフォンス・ミュシャコレクションを良好な環境のもとで展示する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外居住者
計画期間における取組	【平成 28～29 年度】 ・作品の保存環境改善のため改修等実施

百舌鳥古墳群保存活用事業	
事業概要	百舌鳥古墳群の恒久的な保存を通じた都市魅力の向上を目的として、指定古墳の整備及び整備に伴う発掘調査並びに普及啓発事業を実施する。また、古墳の史跡指定及び指定古墳の公有化を進める。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・整備事業等に伴う調査・調整

文化財保護事業	
事業概要	市内所在の指定文化財を適切に保存し活用するため、堺市所有物件について直接事業を実施する他、文化財所有者(団体)に対しては管理費・保存修理費・保存育成に対して国補助・府補助と連携しながら補助事業として実施する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市内所在の指定文化財
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・指定文化財の適切な保存活用

黒姫山古墳管理運営事業	
事業概要	堺市の歴史・文化の魅力発信や文化財保護思想の普及を目的として、ガイダンス施設を含む歴史の広場を適正に保存管理し、広く一般に公開する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・文化財保護法に基づく取組

泉北すえむら資料館管理運営事業	
事業概要	堺市の歴史・文化の魅力発信を目的として、府から引き継いだ重要文化財「大阪府陶邑窯跡群出土品」及び堺市が行った市内の遺跡調査による出土品の展示を行うとともに、市民等の考古学・陶磁器関連の学習を行う講座室の管理運営を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・協議決定に伴う事業の実施

収蔵資料公開活用事業	
事業概要	堺市の歴史都市としてのイメージアップを目的として、市内所在の重要遺跡の調査報告書の刊行や各地の博物館をはじめとした公開施設等への資料貸出を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、各地の公開施設
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・四ツ池遺跡資料総括及び重要遺跡の再整理 【平成 28・30・32 年度】 ・講演会開催

町家活用推進事業	
事業概要	豊かな歴史・文化資源について、市民がまちの資産として認識し、次世代へ受け継ぐことができるまちづくりを目的として、堺の町家暮らしを伝える町家歴史館(重要文化財山口家住宅、登録有形文化財清学院)の運営を行うとともに、百舌鳥古墳群及び周辺区域と環濠都市区域を重点区域として整備を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、全国・世界の人々
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・「歴史的風致維持向上計画」に基づく取組

博物館事業(再掲)	
事業概要	都市イメージの向上及び個性豊かな市民文化の向上やシビックプライドの醸成を目的として、常設展示のほか企画展や特別展等を開催するとともに、古文書講習会・体験学習会や博物館コンサートを開催するなど、堺市博物館の広報活動を行い、来館を促し堺市の堺の歴史・文化・伝統の周知を促進する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺の歴史・文化を紹介する事業の実施

みはら歴史博物館事業(再掲)	
事業概要	市民や来館者を対象として、展示事業や講演会、体験学習会等を実施することで、美原区を中心とした郷土の歴史・文化を紹介し、郷土愛の醸成と「堺」の都市魅力の発信に寄与する。また、ホール等の貸館事業や、ホール等を活用したコンサート等の自主事業の展開により、市民文化活動の促進とともに、市民が身近で文化芸術に触れる環境づくりに努める。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・郷土の歴史文化の紹介 ・ホール等を活用した文化芸術事業

世界文化遺産登録推進事業

事業概要	百舌鳥古墳群を人類共通の遺産として保存・継承し、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するため、大阪府、羽曳野市、藤井寺市と連携し、登録に向けた諸課題の検討、顕著な普遍的価値の証明に関する調査事業のほか、包括的保存管理計画及びユネスコへの推薦書作成に向けた取組を進める。また、登録機運の醸成に向けて、情報発信、シンポジウムの実施などの事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、大阪府、羽曳野市、藤井寺市
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	<p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコへの推薦 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イコモスによる審査・現地調査 <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産への登録

百舌鳥古墳群ガイダンス施設等整備事業

事業概要	百舌鳥古墳群を人類共通の遺産として保存・継承し、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するため、百舌鳥古墳群の雄大さなどを来訪者に体感していただくとともに、展示等を通じて、その歴史的意義や価値について知っていただくためのガイダンス施設を整備する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、堺市来訪者等
計画期間における取組	<p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 ・実施設計(～平成 29 年度) <p>【平成 30～31 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備(平成 31 年度末施設オープン) <p>【平成 32 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営

図書館事業(再掲)

事業概要	市の教育と文化の発展を目的として、資料の収集・整理・保存、資料や情報の提供(貸出サービス、レファレンスサービス)、地域資料の収集と適切な保存・利活用、子ども読書活動の推進、市民への読書啓発等を行う。また、文化・芸術に関する展示や講演会等を実施し、図書館を市民が身近に文化芸術に触れる場所として活用する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	<p>【平成 28～32 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料・情報の提供

地域情報活用支援事業(再掲)	
事業概要	郷土堺の理解促進と堺市の魅力向上を目的として、図書館の所蔵する貴重資料等の適正保存やデータ化を進め、堺の歴史・文化に関わる情報を全国に発信する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)
対象	市民、全国
計画期間における取組	<p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルアーカイブ拡充方法の検討 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルアーカイブ拡充による情報発信充実 <p>【平成 30～32 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信件数・データの充実

8 魅力的なまちの景観の創出

まちの景観が堺の文化を育む基本的な要素の一つであることを鑑み、文化芸術の振興に資するような景観の創出を図ります。

市民交流広場整備・活用事業	
事業概要	堺の玄関口にふさわしいまちの顔づくりに向け、市民に親しまれる憩いの場、賑わいを創出するさまざまな活動の場として、イベントの開催等多目的に使用できる市民交流広場の整備を行う。また、市民交流広場における文化芸術等を活用したイベントの実施を通じ、本市の都市魅力の発信を図る。
実施主体	堺市(市長公室、建築都市局)
対象	市民
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・市民交流広場におけるプロジェクションマッピング 【平成 28～30 年度】 ・市民交流広場整備

まちなみ再生事業	
事業概要	歴史文化資源を活かしたまちなみの再生を目的として、堺市景観計画及び堺市歴史的風致維持向上計画で重点区域として位置付けている堺環濠都市区域のうち、町家など歴史的建造物が多く残る堺環濠都市北部地区について、町家等の修景への支援や道路の美装化等に取り組む。
実施主体	堺市(建築都市局)
対象	堺環濠都市地域のうち特に町家が多く残る北部地区(堺環濠都市北部地区)
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・町家等修景に対する支援 ・地元協議会活動に対する支援

景観形成事業	
事業概要	堺らしい都市の魅力の向上を目的として、堺市景観計画及び堺市景観条例に基づく大規模建築物等の景観誘導、重点景観形成地域における景観形成、住民主体の景観まちづくりなど、総合的な景観施策の展開と実効性ある景観誘導を進め、持続的に良好な景観形成を図る。
実施主体	堺市(建築都市局)
対象	市民、建築等事業者、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・大規模建築物等届出・景観地区による景観誘導 【平成 29・31 年度】 ・景観賞実施

9 文化施設の活用

市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力ある地域社会の形成に資するため、文化芸術の創造、交流及び発信の拠点となる中枢文化施設並びに身近な文化芸術活動の場となる地域文化施設の活用を図ります。

また、個々実施している文化芸術事業の相乗効果を図るため、各文化施設と大学や国公立・私立の文化施設等との連携事業を推進します。

さかい利品の杜事業(再掲)

事業概要	まちの賑わい創出と都市活力の向上を目的として、指定管理者制度を活用し、堺ゆかりの先人である千利休及び与謝野晶子をテーマとする文化施設及び堺観光の窓口となる観光案内施設、市内周遊のパーク&ライドの基点となる交通関連施設を管理・運営するとともに、飲食や物販機能を持つ民間事業者が運営する来訪者サービス施設と連携して集客を図る。また、市直営の学芸業務として、常設展の更新や企画展・パネル展等の開催、資料の収集保存や調査研究・普及を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・指定管理運営 【平成 31 年度】 ・次期指定管理者選定

堺市民芸術文化ホール整備事業(再掲)

事業概要	芸術文化の創造・交流・発信の拠点として堺市民芸術文化ホールを整備し、市民をはじめ多くの方々に優れた芸術文化の鑑賞機会をはじめ、創造・発表する機会を提供する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・指定管理運営 【平成 28～30 年度】 ・プレ事業の実施 【平成 30～32 年度】 ・開館・管理運営

文化会館管理運営事業(再掲)

事業概要	市民に対する質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び市民文化活動の場の提供を目的として、各文化会館において貸館事業及び文化芸術振興事業、自主事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業(再掲)	
事業概要	市民に対する質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び市民文化活動の場の提供を目的として、堺 アルフォンス・ミュシャ館において貸館事業及び文化芸術振興事業、自主事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～30 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 31～32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

アルフォンス・ミュシャコレクション魅力向上事業(再掲)	
事業概要	堺市の文化振興及び都市魅力の創造を目的として、世界有数のコレクションであるアルフォンス・ミュシャコレクションを良好な環境のもとで展示する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外居住者
計画期間における取組	【平成 28～29 年度】 ・作品の保存環境改善のため改修等実施

博物館事業(再掲)	
事業概要	都市イメージの向上及び個性豊かな市民文化の向上やシビックプライドの醸成を目的として、常設展示のほか企画展や特別展等を開催するとともに、古文書講習会・体験学習会や博物館コンサートを開催するなど、堺市博物館の広報活動を行い、来館を促し堺市の堺の歴史・文化・伝統の周知を促進する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺の歴史・文化を紹介する事業の実施

みはら歴史博物館事業(再掲)	
事業概要	市民や来館者を対象として、展示事業や講演会、体験学習会等を実施することで、美原区を中心とした郷土の歴史・文化を紹介し、郷土愛の醸成と「堺」の都市魅力の発信に寄与する。また、ホール等の貸館事業や、ホール等を活用したコンサート等の自主事業の展開により、市民文化活動の促進とともに、市民が身近で文化芸術に触れる環境づくりに努める。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・郷土の歴史文化の紹介 ・ホール等を活用した文化芸術事業

教育文化センター事業(再掲)

事業概要	教育の発展と文化の振興に資するため、教職員の研修・研究及び市民等の生涯学習・文化活動の場としての貸館事業や、自主事業としての文化関連事業を実施する。
実施主体	堺市(教育委員会事務局)、指定管理者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～31 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

10 国際的な文化芸術の交流

国際的な文化芸術の交流を推進し、及び新しい文化芸術の創造を図ります。

海外姉妹友好都市交流事業	
事業概要	国際交流の推進を目的として、市の持つ姉妹友好都市の行政・民間団体などのネットワークを活用し、経済・文化・教育などの分野の交流の場づくり、連絡調整等の民間交流の支援を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民(在住外国人を含む)
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・3 姉妹都市各種交流事業 【平成 28 年度】 ・パークレー姉妹都市提携 50 周年記念イベント

アジア諸国との交流事業	
事業概要	にぎわいあふれる国際都市をめざし、アセアン各国への堺市の情報発信や舞踊・音楽等各国文化の市民への紹介など国際交流・国際協力の推進と多文化共生のまちづくりを推進する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、アセアン各国で日本語や日本文化を学ぶ大学生、アセアン各国で理工系科目を学ぶ学生、各国政府関係機関等のアセアン各国の人々
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・各国政府関係機関や学校・団体等との連携推進

国際機関との連携事業	
事業概要	文化多様性への理解促進を目的として、アジア太平洋無形文化遺産研究センターや国立民族学博物館などの研究機関と連携し、無形文化遺産理解セミナー・企画展示・ワークショップなどを実施するほか、ユネスコや日本の無形文化遺産に関する取組みや堺市の事業を紹介するパネル、リーフレットの作成を行う。また、節目のタイミングをとらえ、文化庁等とも連携し、国際シンポジウムや音楽舞台公演を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・無形文化遺産理解セミナー等無形文化遺産の理解促進事業の実施

11 経済活動との連携

文化芸術が地域経済の発展に資するため、文化芸術による産業振興及び観光推進を図ります。

シティプロモーション事業(再掲)	
事業概要	堺市への興味・関心を喚起し、知名度・認知度・都市イメージの向上を目的として、紙面やインターネットを通じた堺市の豊かな人的・文化的資源等の情報発信や堺市の魅力発信に興味・知見を持つ民間事業者や団体への活動支援を行う。
実施主体	堺市(市長公室)、民間事業者等
対象	首都圏はじめ全国
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・冊子の作成、配本 ・民間事業者等への支援

首都圏における堺の魅力発信事業(再掲)	
事業概要	堺市の知名度の向上やイメージアップを目的として、事業対象者から募った会員のネットワークである「東京・さかい交流会」活動を通じて、会員の集いの開催やメールマガジン、フェイスブック等、さまざまな媒体を用いて、堺ならではの良さや魅力を発信する。
実施主体	堺市(市長公室)
対象	首都圏
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・事業の実施

さかい利晶の杜事業(再掲)	
事業概要	まちの賑わい創出と都市活力の向上を目的として、指定管理者制度を活用し、堺ゆかりの先人である千利休及び与謝野晶子をテーマとする文化施設及び堺観光の窓口となる観光案内施設、市内周遊のパーク&ライドの基点となる交通関連施設を管理・運営するとともに、飲食や物販機能を持つ民間事業者が運営する来訪者サービス施設と連携して集客を図る。また、市直営の学芸業務として、常設展の更新や企画展・パネル展等の開催、資料の収集保存や調査研究・普及を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・指定管理運営 【平成 31 年度】 ・次期指定管理者選定

観光情報発信事業(再掲)

事業概要	交流人口の増加を目的として、歴史文化資源等を掲載した観光ガイドブック等のプロモーションツールを作成し、各種プロモーションなどに活用することで、堺の都市魅力を市内外へ発信する。
実施主体	堺市(文化観光局)、実行委員会
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・各種プロモーションの実施

堺文化財特別公開(再掲)

事業概要	交流人口の増加を目的として、堺文化財特別公開を行うことで、堺が誇る「歴史・文化」を市内外へ発信していく。
実施主体	堺市(文化観光局)、実行委員会
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺文化財特別公開の実施

堺フィールドミュージアム推進事業(再掲)

事業概要	都市魅力の向上を目的として、歴史的建造物等を活かし、堺の文化に触れられる親子向け体験プログラムや堺ゆかりの文化人を紹介する展覧会などを、産官学民連携により実施するとともに、市内の多様な主体による文化芸術活動の情報を収集し、堺の歴史・文化資源の魅力を広く発信する。
実施主体	堺市(文化観光局)、民間事業者
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・イベントの開催

アートを活用したまちの創造(再掲)

事業概要	市民に対する身近に質の高い文化芸術に触れる機会の提供を目的として、堺市所蔵美術作品(堺コレクション)を市内文化施設等において広く展示公開する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外の美術愛好者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・所蔵作品展の開催

与謝野晶子顕彰事業の推進(再掲)

事業概要	堺の文化的特色の創出や市民の郷土愛の醸成を目的として、与謝野晶子を学び研究し、継続的に顕彰する総合的な組織である与謝野晶子倶楽部が行う事業に対して助成を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、与謝野晶子倶楽部
対象	市民、市内外の文学愛好者等
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・与謝野晶子倶楽部による事業開催・事業補助

阪田三吉名人杯将棋大会開催事業(再掲)

事業概要	堺市出身の阪田三吉名人の顕彰及び地域文化の活性化、都市イメージの向上を目的として、全国のアマチュア棋士を対象として将棋大会を開催する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、市外居住者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・阪田三吉名人杯将棋大会開催

堺 アルフォンス・ミュシャ館管理運営事業(再掲)

事業概要	市民に対する質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供及び市民文化活動の場の提供を目的として、堺 アルフォンス・ミュシャ館において貸館事業及び文化芸術振興事業、自主事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、指定管理者
対象	市民、市外の来館者
計画期間における取組	【平成 28～30 年度】 ・基本協定書・基本事業計画書に基づく取組 【平成 31～32 年度】 ・新基本協定書・新基本事業計画書に基づく取組

百舌鳥古墳群保存活用事業(再掲)

事業概要	百舌鳥古墳群の恒久的な保存を通じた都市魅力の向上を目的として、指定古墳の整備及び整備に伴う発掘調査並びに普及啓発事業を実施する。また、古墳の史跡指定及び指定古墳の公有化を進める。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・整備事業等に伴う調査・調整

博物館事業(再掲)	
事業概要	都市イメージの向上及び個性豊かな市民文化の向上やシビックプライドの醸成を目的として、常設展示のほか企画展や特別展等を開催するとともに、古文書講習会・体験学習会や博物館コンサートを開催するなど、堺市博物館の広報活動を行い、来館を促し堺市の堺の歴史・文化・伝統の周知を促進する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、来館者
計画期間における取組	【平成 28～32 年度】 ・堺の歴史・文化を紹介する事業の実施

世界文化遺産登録推進事業(再掲)	
事業概要	百舌鳥古墳群を人類共通の遺産として保存・継承し、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するため、大阪府、羽曳野市、藤井寺市と連携し、登録に向けた諸課題の検討、顕著な普遍的価値の証明に関する調査事業のほか、包括的保存管理計画及びユネスコへの推薦書作成に向けた取組を進める。また、登録機運の醸成に向けて、情報発信、シンポジウムの実施などの事業を行う。
実施主体	堺市(文化観光局)、大阪府、羽曳野市、藤井寺市
対象	市民、堺市来訪者
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・ユネスコへの推薦 【平成 29 年度】 ・イコモスによる審査・現地調査 【平成 30 年度】 ・世界文化遺産への登録

百舌鳥古墳群ガイダンス施設等整備事業(再掲)	
事業概要	百舌鳥古墳群を人類共通の遺産として保存・継承し、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するため、百舌鳥古墳群の雄大さを来訪者に体感していただくとともに、展示等を通じて、その歴史的意義や価値について知っていただくためのガイダンス施設を整備する。
実施主体	堺市(文化観光局)
対象	市民、堺市来訪者等
計画期間における取組	【平成 28 年度】 ・基本設計 ・実施設計(～平成 29 年度) 【平成 30～31 年度】 ・整備(平成 31 年度末施設オープン) 【平成 32 年度】 ・運営

關係資料

自由都市堺文化芸術まちづくり条例

文化芸術は、長い歴史の中で培われてきた人間の精神性の結晶であり、創造性を育み、人が人らしく生きるための糧となるものである。

堺には、百舌鳥古墳群を始め、多くの歴史文化資源が存在しており、古くから文化芸術が育まれてきた。中世には、国際交易による繁栄のもとに「自由・自治都市堺」を形成する自治の精神が培われるとともに、「もてなしとふれあいの精神」を大切にする茶の湯が大成され、「ものの始まりなんでも堺」と称される進取の気風が育まれた。

これらの古くから堺市民に受け継がれてきた精神を次代の文化芸術の担い手である子どもたちに引き継ぐとともに、世界に発信できる新しい文化芸術を創造するためには、堺が、歴史文化資源を礎に、市民の自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動が展開される魅力のあるまちとならなければならない。

ここに、私たちは、文化芸術を通じて、自らのまちを愛する心を共有し、誇りに感じることでできる文化芸術創造のまち堺をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の文化芸術の振興について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び大学等教育機関の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、自由で心豊かな市民生活の実現及び都市魅力の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能(能、狂言その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)、茶道、華道、書道その他これらに類するものをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内(以下この条において「市内」という。)に住所を有する者若しくは市内に存する学校、事業所等に通勤し、若しくは通学する者又は市内で文化芸術活動を行う者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (2) 多様な文化芸術が、創造され、及び発展するよう配慮すること。
- (3) 堺の文化芸術が古くから現代に至るまで継承されてきたことを深く認識し、これを保存し、及び未来へ継承すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、文化芸術の担い手として自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動を行うなど、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

2 市民等は、文化芸術活動を通じて、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

(大学等教育機関の役割)

第7条 大学等の教育機関は、文化芸術の担い手の育成、地域との連携等を通じて、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

(推進計画)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、堺市文化芸術推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する目標

(2) 文化芸術の振興に関する取組

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、第21条に規定する堺市文化芸術審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(文化芸術活動を行う環境の整備)

第9条 市は、個人又は団体が文化芸術活動を行うことができる環境を整備するため、文化芸術団体を始めとする多様な文化芸術主体の活動の場を提供するとともに、当該活動に関する情報の発信その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に親しむことができる環境の整備)

第10条 市は、高齢者、障害者等を始め広く市民等が文化芸術に親しむことができる環境を整備するため、様々な場所での文化芸術の創造及び享受並びに芸術家との交流の機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第11条 市は、学校教育において、文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、学校教育と文化施設との連携の推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(将来の文化芸術を担う子どもたちの育成)

第12条 市は、子どもたちの文化芸術に対する理解を深めるとともに、感性に磨きをかけ、及び情操の涵養に資するため、子どもを対象とする文化芸術の振興に関する施策の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術を支える人材の育成)

第13条 市は、将来の文化芸術の担い手を育成するため、芸術家、文化芸術団体等の発掘、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多様な分野との連携)

第14条 市は、文化芸術が、本市の教育、子育て、福祉、環境等様々な分野に影響を及ぼすものであることに鑑み、文化芸術を活用した施策の推進に努めるものとする。

(歴史文化資源の継承及び活用)

第15条 市は、先人の英知及びその成果を現代に伝える堺の有形及び無形の歴史文化資源が、長い歴史の中で創造されてきたかけがえのない財産であることに鑑み、これらに対する市民等の理解を深め、堺の文化への愛着及び誇りの醸成を図るとともに、その魅力を広く国内外へ発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(魅力的なまちの景観の創出)

第16条 市は、まちの景観が堺の文化を育む基本的な要素の一つであることに鑑み、文化芸術の振興に資する景観の創出に努めるものとする。

(文化施設の活用)

第17条 市は、市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力のある地域社会の形成に資するため、文化芸術の創造、交流及び発信の拠点となる中枢文化施設並びに身近な文化芸術活動の場となる地域文化施設の活用その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的な文化芸術の交流)

第18条 市は、国際的な文化芸術の交流を推進し、及び新しい文化芸術が創造されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済活動との連携)

第19条 市は、文化芸術が地域の発展に資するため、文化芸術と産業及び観光との連携の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(堺市文化芸術審議会)

第21条 文化芸術の振興に関する事項について調査審議するため、堺市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関すること。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第24条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第26条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第25条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

堺市文化芸術審議会

【委員名簿】(五十音順・敬称略)

氏名		役職
猪瀬 正雄		公募委員
亀岡 典子		産経新聞大阪本社編集局文化部編集委員
河内 厚郎		文化プロデューサー はびきの市民大学学長
砂田 和道		くらしに音楽プロジェクト事務局長
添田 晴雄		大阪市立大学大学院文学研究科准教授
巽 照子		公募委員
田辺 小竹		竹工芸家
中川 幾郎	会長	帝塚山大学名誉教授
服部 滋樹		有限会社デコラティブモードナンバーズリー代表 京都造形芸術大学芸術学部情報デザイン学科教授
花村 周寛		大阪府立大学 21 世紀科学研究機構観光産業戦略研究所・経済学研究科 准教授
原 久子	会長代理	大阪電気通信大学総合情報学部教授 アートプロデューサー
松本 京子		有限会社おふいすべが取締役 大阪音楽大学講師
森口 ゆたか		NPO 法人アーツプロジェクト理事長 京都造形芸術大学客員教授
安井 寿磨子		銅版画家 大阪芸術大学講師

【開催経過】

内容	開催日	議事
第 1 回堺市文化芸術審議会	平成 27 年 7 月 21 日(火)	堺市における文化芸術振興の方向性について
第 2 回堺市文化芸術審議会	平成 27 年 8 月 19 日(水)	「堺市文化芸術推進計画」について
第 3 回堺市文化芸術審議会	平成 27 年 11 月 16 日(月)	「堺市文化芸術推進計画(案)」について
第 4 回堺市文化芸術審議会	平成 28 年 2 月 19 日(金)	「自由都市堺文化芸術推進計画(堺市文化芸術推進計画)(案)」について

自由都市堺文化芸術推進計画

平成28年3月

堺市文化観光局文化部文化課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話:072-228-7143 FAX:072-228-8174
メール:bunka@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号 1-L4-15-0403